# 参考資料

- ①セビリア戦略と世界ネットワーク(WNBR)定款 (仮訳)
- ②生物圏保存地域のためのマドリッド行動計画(2008-2013)(仮訳)
- ③生物圏保存地域審査基準
  - ※①~③の資料は、文部科学省 HP より抜粋
- 4)南アルプスユネスコエコパーク基本合意書
- ⑤中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価準備書に関する意見書(南アルプス世界自然遺産登録推進協議会 ユネスコエコパーク推進部会、ユネスコエコパーク登録検討委員会) 2013(平成25)年11月
- ⑥中央新幹線(東京都·名古屋市間)環境影響評価準備書【静岡県】 意見書(静岡市) 2014(平成 26)年1月
- ⑦「中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価書【静岡県】平成 26年8月」に基づく事後調査計画書 意見書(静岡市) 2014(平成 26)年11月

# 生物圏保存地域

セビリア戦略と 世界ネットワーク(WNBR)定款

人間と生物圏 (MAB) 計画

# 目次

第 28 回 UNESCO 総会決議 2.4	3
生物圏保存地域に関するセビリア戦略	4
生物圏保存地域 – 最初の 20 年	4
生物圏保存地域の考え方	5
21 世紀に向けたセビリアのビジョン	6
目標	9
実施指標	18
生物圏保存地域世界ネットワーク(WNBR)定款	23
(	

UNESCO, 1996, Biosphere reserves: The Seville Strategy and the Statutory Framework of the World Network, UNESCO, Paris

生物圏保存地域の設置目的は、今日の世界が直面している最重要課題の一つ、つまり、生物圏の保全、経済的・社会的発展の探求、付随する文化的価値観の維持は、どのようにすれば調和を確保できるのかという点に対処することである。生物圏保存地域とは、UNESCOの「人間と生物圏(MAB)計画」に基づいて国際的に認められた陸上・沿岸・海洋生態系区域をいう。1995年3月にセビリア(スペイン)において有識者の国際会議がUNESCOにより開催された。この会議で練られた戦略は、「セビリア戦略」として知られており、21世紀における生物圏保存地域の今後の発展に向けて講じるべき措置を示している。また、セビリア会議が開催されたことで、「生物圏保存地域世界ネットワーク」が機能する諸条件を定める形で定款の内容が確定する一助となった。これら双方の文書は、1995年11月の第28回UNESCO総会決議2.4に基づいて採択されたものであり、この冊子においても示されている。これら文書の目玉の一つとして、「環境と開発に関する国連会議」(1995年、リオ)を受けて生まれたアジェンダ21の問題意識への対応に役立つ形で、生物圏保存地域が果たせる新しい役割が挙げられる。同時に、生物多様性条約を運用していく上で生物圏保存地域が果たせる重要な役割も強調されている。

生物圏保存地域

セビリア戦略 と 世界ネットワーク定款

人間と生物圏計画

第 28 回 UNESCO 総会決議 2.4 (1995 年 11 月)

#### 総会は、

セビリア会議において、文化的価値の保護と調和を確保しつつ生物多様性を保全していくにあたり、「人間と生物圏 (MAB) 計画」の枠組の範囲内で設けられた生物圏保存地域が特に重要である旨が確認されたことを強調し、

生物圏保存地域が研究、長期的観測、研修、教育、社会一般の認識の推進を行う上で理想的な場となっている一方で、資源の保全や持続的使用に地域社会が全面的に関与できるようになっている点を考慮し、

生物圏保存地域が地域の発展や土地利用計画との関係で実験の場であり活動拠点になっていることを考慮し、

このような事情により、アジェンダ 21 に定められた諸目標に加え、リオ会議とそれ以降に 採択された国際条約 (特に生物多様性条約) により定められた諸目標を達成していく上で、 生物圏保存地域世界ネットワークが大きく貢献していることを考慮し、

特に生物圏保存地域の設置、強化、推進に向けた開発途上国の取組に支援を提供することで、現行ネットワークを拡充・改善し、地域・世界レベルの交流を促進していく必要があると確信し、

- 1. 総会として、セビリア戦略を承認するとともに、事務局長は、同戦略の効果的な実施に 必要な資源を投入し関係者全員に対して可能な限り幅広く同戦略を広めるべきである。
- 2. 加盟国は、セビリア戦略を実施し、そのために必要な資源を動員すべきである。
- 3. 国際的及び地域的な政府間機関、関連の非政府系機関は、UNESCOと協力して、生物 圏保存地域世界ネットワークの運用面での進展を図るとともに、これに相当する資源を 投入するよう資金拠出団体に働きかけを行うべきである。
- 4. 別添の「生物圏保存地域世界ネットワーク定款」を採択し、以下の提言を行う。
  - (a) 加盟国は、生物圏保存地域に関する自国の方針の決定・実施に際して、上記定款を 考慮に入れる。
  - (b) 事務局長は、上記定款の定めに従い生物圏保存地域世界ネットワーク事務局を整備 して、同ネットワークを円滑に機能させ強化していく上で貢献する。

生物圏保存地域に関するセビリア戦略

生物圏保存地域 - 最初の20年

生物圏保存地域の設置目的は、今日の世界が直面している最重要課題の一つ、つまり、持続可能な利用を伴う生物多様性と生物資源はどのように調和を確保できるのかという点に対処することである。生物圏保存地域を効果的に機能させる上で必要になるものとしては、自然科学者・社会科学者、保護団体・開発団体、運営当局、地域社会があり、この複雑な問題に一致協力して活動している。

生物圏保存地域の概念は、1974年の UNESCO の「人間と生物圏 (MAB) 計画」タスクフ ォースに端を発するものである。1976年には生物圏保存地域のネットワークが立ち上げら れ、1995年3月現在で、その規模は82ヶ国324保存地域を含むまでに成長している。生 物多様性の保全、経済発展の推進、関連の文化的価値観の維持という目標は、場合によっ ては相互に競合することもあるが、このネットワークは、目標相互間で持続可能な形でバ ランスを確保するという MAB の目標を達成する上で重要な要素になっている。生物圏保存 地域は、このような目標が検証され、改良され、実証され、実施される場となっている。 1983 年にミンスク (ベラルーシ) において第1回国際生物圏保存地域会議が FAO と IUCN の協力を得て UNESCO と UNEP により共同開催された。この会議の活動を受けて、1984 には「生物圏保存地域に関する行動計画」が生まれ、この行動計画はUNESCO 総会と UNEP 管理理事会により正式に承認されている。この行動計画の中身は概ね今日でも有効なもの であるが、生物圏保存地域の運用状況については、UNCED のプロセス、殊に生物多様性 条約を見れば分かるように大きく変化している。生物多様性条約は、1992 年 6 月にリオデ ジャネイロの「地球サミット」で署名され、1993 年 12 月に発効し、現時点で批准を済ま せている諸国の数は 100 ヶ国を上回っている。同条約の主な目的は、生物多様性の保全、 生物多様性の構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平 な配分である。生物圏保存地域の存在は、この総合的アプローチを促進する効果があるた め、同条約の運用に貢献できる立場にある。

ミンスク会議から 10 年間は、保護対象となる区域全般について考えることと、生物圏保存地域について考えることは、平行線上にあるものとして推移してきた。最も重要な点として、生物多様性の保全と地域社会の開発ニーズとの関係は、生物圏保存地域というアプローチの中核的部分であり、現在となっては大半の国立公園や自然保存地域その他の保存地域域の運営面を成功裏に進めていく上で重要な要素であると認識されるようになっている。1992 年 2 月にベネズエラのカラカスで開催された第 4 回世界国立公園会議において、生物圏保存地域の重要側面となる各種のアイデア(コミュニティの関与、保全と発展との関係、国際協力の重要性)が採用されている。また、同会議では、生物圏保存地域を支援する旨

の決議が承認されている。

生物圏保存地域の運営面でも重要な新機軸が見られる。意思決定プロセスに各種関係者の 参画を得ていく新手法や紛争解決の新手法が生み出されており、地域的アプローチを用い る必要性について関心の度合いが高くなっている。新種の生物圏保存地域(クラスター方 式、越境保存地域など)の考案も行われ、生物圏保存地域の状況を見ると、保全に力点を 置いたものから、関係者相互間の連携強化を介して保全とを一体的に行うというものへと 大幅に変化している生物圏保存地域も多い。コンピューターの性能向上やインターネット などの技術革新を追い風として、新しい国際的ネットワークが生まれており、生物圏保存 地域相互間の国際的な意思疎通や連携が大きく促進されている。

このこととの関係で、1991年に UNESCO 執行委員会では、「生物圏保存地域に関する諮問委員会」を設置する決定が下された。この諮問委員会においては、21世紀に入るに当たり、1984年の行動計画の実効性を評価し、その実施状況を分析し、生物圏保存地域の戦略を策定する時期にきているとの見解が出されている。

そのため、総会決議第 27/C/2.3 号に基づき、1995 年 3 月 20 日~25 日にセビリアにおいてスペイン当局の招請により、「生物圏保存地域に関する国際会議」が UNESCO により開催された。この会議には、102 ヶ国、国際機関・地域機関 15 団体から約 400 人の有識者が参加した。この会議の開催目的は、1984 年行動計画の実行経験を評価できるようにして、21 世紀における生物圏保存地域の役割について考察し(これにより、活動目的が明らかになる)、世界ネットワーク定款を構築していくことであった。この会議において、下記のセビリア戦略が策定されている。「人間と生物圏(MAB)計画」国際調整理事会の第 13 回会合(1995 年 6 月 12 日~16 日)において、セビリア戦略が強く支持された。

#### 生物圏保存地域の考え方

生物圏保存地域とは、「UNESCO の『人間と生物圏(MAB)計画』の枠組に基づいて国際的に認定された陸上・沿岸・海洋生態系の区域、または、これら区域の集合体」(生物圏保存地域世界ネットワーク定款)をいう。保存地域の推薦は各国政府により行われ、各保存地域は、一連の最低基準を満たすとともに、ネットワークに加入するには一連の最低条件を順守しなければならない。各生物圏保存地域の機能は3項目存在しており、それぞれ相互補完的な機能を果たしている。具体的には、まず、遺伝資源、生物種、生態系、景観を守るという「保全機能」があり、次いで、持続可能な経済発展・人材育成を促進するという「経済と社会の発展」機能があり、さらに、実証プロジェクト、環境教育・研修、保全や持続可能な成長の地域的、国内的、世界的問題に関する研究や実験を支援するという「学術的支援」機能がある。

物理的に見て、各生物圏保存地域は、3種類の要素を具備する必要がある。つまり、保護地域(生物多様性の保全、破壊が最小限に抑えられている生態系の観測、破壊をもたらさな

い研究その他環境に優しい利用法(教育など)の実施を目的としてしっかりと保護されている地域)、緩衝地帯(通常、保護地域を取り囲んだり隣接する形で設けられ、環境教育やレクレーション、エコツーリズム、基礎・応用研究などの健全な生態系に配慮した活動に用いられる)、柔軟な移行地域(具体的には、各種の農業活動や定住等。地域社会、運営団体、科学者、非政府系団体、文化団体、経済団体その他の関係者が相互に連携して、この地域の資源を管理したり持続可能な形で開発を行う)。当初は、同心円の輪の形が想定されていたが、現地のニーズや状況に対応するため、これら3種類の地域区分は幅広い形で運用されている。実際問題として、生物圏保存地域のコンセプトで最も有利な点の一つとして、幅広い状況に応用される柔軟性と独創性が挙げられる。

一部の国では、生物圏保存地域の設置を目的とした法令が制定されているところもある。 それ以外の国では、核心地域と緩衝地帯(の全体または一部)を国内法に基づく保存地域 として指定している国が多い。生物圏保存地域の中には、他の制度の下で保護対象となる 地域(国立公園、自然保存地域など)、国際的な認定を受けた場所(世界遺産やラムサール 条約登録地域など)が同時に含まれるケースも多い。

また、所有権の仕組みにも大幅な差が見られることがある。生物圏保存地域の核心地域は、 通常は公有地であるが、私有地であったり非政府系団体に帰属しているケースもある。緩 衝地帯は、私有地であったり共有地であったりするケースが多く、移行地域も概ね同様で ある。生物圏保存地域に関するセビリア戦略には、このように広い範囲の状況が映し出さ れている。

#### 21世紀に向けたセビリアのビジョン

21 世紀に向かって進んでいくと、どのような将来が見えてくるのだろうか。現在の人口増加と人口分布の趨勢、エネルギーや天然資源への需要増大、経済のグローバル化、貿易パターンが及ぼす農村部への影響、文化的独自性の減退、一極集中に加えて、欲しい情報の入手が困難であること、技術革新の普及が均一ではないといった事情の相乗効果によって、近い将来において環境や開発に関して厳しい未来像が見えてくる。

UNCED プロセスには、農村部を尊重し農村部に蓄積された知恵も尊重するなど、環境への配慮とともに社会的公正の強化も取り込む形で、持続可能な発展に向けた別経路が示されている。アジェンダ 21、生物多様性条約、気候変動条約、砂漠化対処条約その他の多国間条約を見ると、国際レベルにおける今後の道筋が見えてくる。

しかし、地球社会では保全と持続可能な発展の双方を推進すべく UNCED の構想を凝縮した実施例も必要である。このような実施例がうまく機能するのは、社会における社会的ニーズ、文化的ニーズ、精神的ニーズ、経済的ニーズがすべて示されており、健全な科学的根拠がある場合に限られる。

生物圏保存地域を見ると、この種の実施例が示されている。生物圏保存地域は、人間の活動による悪影響が増している世界で孤立した島を作るというものではなく、人々と自然との調和を図る舞台となったり、過去の知識を将来のニーズに結び付けたりすることが可能であり、さらには、制度的に縦割りになってしまうという問題点の克服方法を示すことができる。要するに、生物圏保存地域は、単なる保存地域以上の存在なのである。

そのため、生物圏保存地域の場合、新しい役割を果たせるのである。生物圏保存地域については、その内部や周囲で人が生活、仕事を行い、自然界との間でバランスのとれた関係を実現していく手段になるだけでなく、これまでよりも持続可能性に富んだ将来への道筋を示すことで、社会全体のニーズにも貢献できる。この点こそ、21世紀における生物圏保存地域のビジョンの核心部分なのである。

UNESCO により 1995 年 3 月 20 日~25 日にセビリア(スペイン)にて開催された「生物 圏保存地域に関する国際会議」では、下記の 2 本柱で構成されるアプローチが採用された。

- 生物圏保存地域という革新的なコンセプトを実行に移すため、過去の経験を生かす。
- ・ 将来に向けて、「保全機能」、「経済と社会の発展機能」、「学術的支援」の 3 機能に 対して何が強調されるべきか明らかにする。

セビリア会議では、生物圏保存地域を設置した場合に問題点や制約事項があるにもかかわらず、仕組み全体としては革新的なものであり大きな成果もあげているとの結論が下されている。特に、これら3種類の基本機能は、今後も引き続き妥当性を維持していくと思われる。これらの機能を実現し、分析を行うとの観点から、同会議により下記10項目の基本的方向性が明らかにされており、新しく設けられたセビリア戦略の基盤となっている。

- 1. 保全と持続可能な発展を行う中で、特に、生物多様性条約、気候変動、砂漠化、森林関連などの諸協定に対して、生物圏保存地域の貢献を強化する。
- 2. 未開の地域から都市部に至るまで、多様な環境・生物・経済・文化的要素を盛り込む形で生物圏保存地域を発展させる。特に、沿岸・海洋環境において生物圏保存地域のコンセプトを援用することが想定されるとともに、そのようにする必要性もある。
- 3. 生物圏保存地域世界ネットワークにおける構成要素として、生物圏保存地域の地域内、 地域間、テーマ別のネットワークを生み出すことを強化する。
- 4. 生物圏保存地域における科学調査、観測活動、研修、教育を強化する。なぜなら、これらの地域における資源の保全と合理的使用を行うには、自然科学・社会科学、人文科学に健全な形で立脚する必要があるからである。このことは、生物圏保存地域への人材・資金の投入が不足しており注視が必要な国において特に重要になる。
- 5. 生物圏保存地域を構成する地域全般が、保全、持続可能な発展、科学的理解に適切な形で寄与するようにする。
- 6. 移行地域の範囲を拡大して、生態系管理などのアプローチに適した広い区域が含まれるようにするとともに、生物圏保存地域を利用して、地域的規模で持続可能な発展への各種アプローチの検討や実証活動を行う。そのためには、これまで以上に移行地域に着目

する必要がある。

- 7. 生物圏保存地域の人的側面をこれまでよりも深く検討する。文化的多様性と生物多様性 との間で関係を構築する。従来型の知識や遺伝資源を保全するとともに、これらのもの が持続可能な発展で果たす役割を認識した上で推進していく必要がある。
- 8. 各生物圏保存地域の運営については、基本的には地域社会と社会全体との間における「契約」として推進する。運営はオープンなものにして、臨機応変で順応性に富んだものにする。このようなアプローチを導入すると、外部からの政治的、経済的、社会的圧力に対して、生物圏保存地域や地域社会が適切に対処しやすくなる。
- 9. 個々の現場レベルとネットワークレベル双方で、関係団体や関係部門が一致協力する形で生物圏保存地域のアプローチに取り組むようにする。関係者全員の間で情報が自由に やり取りされるようにする。
- 10. 将来に向けて投資する。生物圏保存地域については、長期的な複数世代にわたる視点に立った上で、意識の啓発、情報提供、教育といった活動を介して、自然と人間社会との共生の理解を増進させる形で活用していく必要がある。

要するに、生物圏保存地域では、科学的に正確で文化的に創造性に富み運用面では持続可能な運営を行うことで、自然的価値と文化的価値を保全したり生み出したりする必要がある。そのため、セビリア戦略を介して実施される生物圏保存地域世界ネットワークは、一体感を生み出す効果があり、世界の人々や国々の結束を強化していく上で役立つと考えられる。

#### 戦略

下記の戦略は、実効的な形で生物圏保存地域を整備したり、生物圏保存地域世界ネットワークが適切に機能するための条件を明記している。その内容は、生物多様性条約やアジェンダ 21 の一般原則の二番煎じではなく、保全と発展との関係について新しいビジョンを構築する場合に、生物圏保存地域の具体的役割を示したものである。そのため、本書では、あえて少数の重点項目に力点が置かれている。

本戦略には、個々の提言が最も実効的に機能するレベル(国際的レベル、国内レベル、個別の生物圏保存地域レベル)が示されている。ただし、各国や各地域の運用状況に大きな幅があることに鑑み、望ましいとされる活動のレベルは、単に指針として見るべきであり、目の前の状況に合わせて順応させていく必要がある。特に、「国内」レベルについては、個別保存地域よりも広範囲をカバーする自治体レベル(例、州、郡など)も含むものと解釈する必要がある。国によっては、国内 NGO や地元 NGO がこのレベルの活動を適切な形で代行できるところもあるかもしれない。同様に、「国際」レベルの場合、地域的活動や地域間活動が含まれるケースも多い。

本戦略には、望ましいと考えられる実施指標(つまり、関係者であれば誰でも本戦略の実施状況をフォローし評価できるようにする活動内容のチェックリスト)も盛り込まれている。これらの指標の作成時に用いられた基準としては、実際に利用できること(その情報は比較的容易に収集できるものなのか)、簡素であること(そのデータは曖昧なものなのか)、役に立つこと(保存地域の運用責任者や国内委員会、ネットワーク全体から見て、その情報が有益なものなのか)という点が挙げられる。実施指標の役割の一つは、成功している運用メカニズムのデータベースを構築して、ネットワークの構成員間で情報交換することである。

目標 I - 生物圏保存地域を用いて自然・文化の多様性を保全する

目的 I.1 - 生物圏保存地域世界ネットワークを用いて自然・文化的生物多様性の範囲を改善する

#### 国際レベルでの提言

- 1. 生物多様性条約の目標を実行していく手段として生物圏保存地域を推進する。
- 2. 脆弱性分析などのアイデアを踏まえた上で、生物地理区分への総合的なアプローチを推進して、社会生態学的要因を取り込んだ制度を整備する。

#### 国内レベルでの提言

- 3. 生物圏保存地域世界ネットワークの対象範囲を評価する判断材料として、その国の生物 地理分析の準備を行う。
- 4. この分析の関係で、既存の保護地域も考慮した上で、必要に応じて生物圏保存地域を設置、強化、拡充する。その際、自然と文化双方の観点から、断片的に存在する生息環境、危機に直面した生態系、脆弱な環境に特に留意する。

#### 目的 I.2 - 生物圏保存地域を保全計画に取り入れる

#### 国際レベルでの提言

1. 国境をまたぐ形で存在している生命体、生態系、遺伝資源の保全に対応する方策として、 国境を超える形で生物圏保存地域の設置を促進する。

#### 国内レベルでの提言

2. 生物多様性の保全や持続可能な利用に向けた戦略、保護地域に関する計画、生物多様性 条約第6条にいう各国の生物多様性戦略や行動計画に、生物圏保存地域を取り込む。

- 3. 適切と判断される場合、生物多様性条約その他の多国間条約に基づいて着手・助成されるプログラムに、生物圏保存地域を強化・整備する取組を盛り込む。
- 4. 緑の回廊(グリーンコリドー)など、生物多様性の保全を強化する手法を介して、生物 圏保存地域を相互に関連付けたり、他の保護地域とも関連付けるとともに、この種の相 互関連を維持するようにする。
- 5. 生物圏保存地域を用いて、栽培種・家畜種の野生種など、遺伝資源をそのままの形で保全するとともに、復旧や再導入の場として生物圏保存地域を用いたり、実験施設内で保全したり利用したりする取組と関連付ける。

目標 II - 土地管理モデルとして、また、持続可能な発展へのアプローチのモデルとして、 生物圏保存地域を活用する

目的 Ⅱ.1 - 地元住民の支持と関与を確保する

#### 国際レベルでの提言

1. 紛争解決、現地の便宜供与、関係者による政策決定・運営責任への関与など、生物圏保 存地域運用の主な側面について指針を作成する。

#### 国内レベルでの提言

- 2. アジェンダ 21 や生物多様性条約の持続的活用という目標を実行に移すための計画に、 生物圏保存地域を取り入れる。
- 3. 生物圏保存地域を設置、強化、拡充して、伝統的な生活様式や固有の生物多様性の利用 法が営まれている地域(宗教的地区を含む)や、人間と環境との間に重要な相互作用が ある地域(例、都市部周辺地域、荒廃した農村部、沿岸地域、淡水環境、湿地帯)を含 めるようにする。
- 4. 緩衝地帯や移行地域において持続可能な発展を推進する伝統的知識などを含んだ技術の伝承を通じて、保全という目標と両立する活動を推進する。

#### 個別保存地域レベルでの提言

- 5. 各種関係者の利害関係の調査を行い、保存地域の運営や利用に関する企画立案・意思決定にこれらの関係者の全面的関与を得る。
- 6. 環境劣化の原因となったり生物資源の持続不可能な利用の原因となった要因を把握し 対策を講じる。
- 7. 保存地域の天然産品・サービスを評価し、その評価内容を用いて、地元住民にとって環 境面から見て健全で経済的に持続可能な収入の機会を促進する。
- 8. 天然資源の保存と持続可能な利用に向けた優遇策を整備し、生物圏保存地域において現

時点で見られる行為が制限されたり禁止されたりする場合には、地元住民の生計を維持 する別の手立てを設ける。

9. 天然資源の利用から得られた便益については、入場料の分配、天然産品・手工芸品の販売、地元建築技法や労働力の活用、持続可能な活動の整備などの方策によって、関係者と公平に分かち合う。

目的 II.2 - 生物圏保存地域相互間の調和と相互関係の改善を図る

#### 国内レベルにおける提言

- 1. 各生物圏保存地域において、実効的な内容の運営方針・計画に加え、これらを実行するための適切な権限・制度を整備する。
- 2. 生物圏保存地域の保全機能と持続的利用機能とが相互に両立しない場合に、適切なバランスを確保する方策を講じる。

#### 個別保存地域レベルでの提言

- 3. 生物圏保存地域の取組や活動を管理、調整、一体運用する制度的メカニズムを構築・整備する。
- 4. 各種利害関係(例、農業、林業、狩猟、採取、水・エネルギー供給、漁業、観光、レクレーション、研究)など、保存地域の経済的・社会的関係者の声が代弁される形で、現地の意見聴取制度を設ける。

目的 II.3 - 生物圏保存地域を地域計画に取り入れる

#### 国内レベルでの提言

- 1. 地域発展政策や地域の土地利用計画立案活動に生物圏保存地域を盛り込む。
- 2. 各生物圏保存地域の近くにいる大規模土地利用者に働きかけて、持続的な土地利用に好都合な実務活動が採用されるようにする。

#### 個別保存地域レベルでの提言

3. フォーラムを開催するとともに実証の場を設けて、その地域の社会経済面・環境面での問題点を吟味するとともに、その地域にとって重要な生物資源を持続可能な形での活用を図る。

目標 III - 研究、観測、教育、研修で生物圏保存地域を用いる 目的 III.1 - 人間と生物圏との相互作用に関する知識を向上させる

#### 国際レベルでの提言

- 1. 生物圏保存地域世界ネットワークを用いて、完了するまで何十年もかかる長期研究など、 環境・社会経済面の比較研究を実施する。
- 2. 生物多様性、砂漠化、水循環、民族生物学、地球的規模の変化などの項目を取扱う国際 的研究プログラムで、生物圏保存地域世界ネットワークを用いる。
- 3. 南半球や東アジア、ラテンアメリカで存在するものなど、地域的・地域間レベルの共同 研究プログラムで、生物圏保存地域世界ネットワークを用いる。
- 4. 生物圏保存地域に関して、革新的な分野横断的研究手法の開発を促進する。この中には、社会的、経済的、生態系データを一体的に運用する柔軟なモデリングシステムなどが含まれる。
- 5. 生物圏保存地域における研究ツールや方法論を集めた情報拠点を整備する。
- 6. 生物圏保存地域世界ネットワークと、他の研究・教育ネットワークとの間の相互関係を 推進するとともに、私立・公立を問わず、また、政府系であるか非政府系であるかを問 わず、大学その他の高等研究教育機関の共同研究プロジェクトで、生物圏保存地域の利 用を促進する。

#### 国内レベルでの提言

7. 国内的・地域的な科学調査プログラムと生物圏保存地域を一体的に取り扱うとともに、この種の研究活動と、保全・持続的発展に関する国内政策・地域政策とを連動させる。

#### 個別保存地域レベルでの提言

- 8. 基礎研究・応用研究で生物圏保存地域を用いる。殊に、現地の問題点を重視したプロジェクト、自然科学と社会科学の双方を取り込んだ分野横断的プロジェクト、劣化した生態系の復旧、土壌や水質の保全、天然資源の持続的使用が必要となるプロジェクトで、生物圏保存地域を用いる。
- 9. 生物圏保存地域の運用面での研究・観測結果を合理的に利用するため、データ管理の実用的システムを整備する。

#### 目的 III.2 - 観測活動を改善する

#### 国際レベルでの提言

- 1. 地上・海洋観測システム、地球的規模の変化、生物多様性、森林の健康状態などの項目 に力点を置いた国際的活動の重点的な長期観測の場として、国際レベル、地域レベル、 国内レベル、地元レベルで、生物圏保存地域世界ネットワークを用いる。
- 2. 動植物の内容説明に関するメタデータについて標準的な処理方法の導入を促進し、生物 圏保存地域で生まれた科学的情報をやり取りしたり、利活用しやすくする。

#### 国内レベルでの提言

3. 生態・環境の観測活動への生物圏保存地域の参画を促進するとともに、生物圏保存地域 と他の観測現場・ネットワークとの関係構築を促進する。

#### 個別保存地域レベルでの提言

- 4. 動植物の状況調査、生態系・社会経済データの収集、天文観測・水理観測の実施、汚染の影響調査など、科学的目的により、また、健全な現場として、生物圏保存地域を用いる。
- 5. 居住生物の生物多様性、持続可能性、生活の質を評価・観測する手法・アプローチを開発したり検証する実験地域として、保存地域を用いる。
- 6. 緩衝地帯や移行地域で行われる各種の生産的活動について、(生態系、経済的、社会的、 制度的な関係で)持続可能性の指標を整備する際に、保存地域を用いる。
- 7. 生物圏保存地域の運用面での研究・観測結果を合理的に利用するため、データ管理の実用的システムを整備する。

#### 目的 III.3 - 教育、一般認識、関与状況を改善する

#### 国際レベルでの提言

- 1. 生物圏保存地域相互間で実体験や情報のやり取りを促進し、生物圏保存地域の諸活動へのボランティアや地元住民の参画強化を図る。
- 2. 生物圏保存地域や現場レベルでの経験に関する情報を普及させるべく、広報制度の整備を推進する。

#### 国内レベルでの提言

- 3. 生物圏保存地域において実際に見られる形で、保全や持続的利用に関する情報を学校教育課程や教材、メディア活動に取り入れる。
- 4. 国際的なネットワークや取組への生物圏保存地域の参加を促進し、教育や一般認識における分野横断的関係の推進を図る。

#### 個別保存地域レベルでの提言

- 5. 地域社会、児童生徒、その他の関係者による教育・研修活動への参画、また、生物圏保 存地域内の研究・観測活動への参画を促進する。
- 6. 保存地域本体、生物多様性の保全・持続的利用の重要性、社会文化的側面、レクレーシ

- ョンや教育活動、資源について、来訪者向け情報を整備する。
- 7. 児童生徒その他団体の教育啓発に資する施設として、各保存地域における生態系に関する実地教育拠点の整備を推進する。

#### 目標 III.4 - 専門家や運営担当者向けの研修を改善する

#### 国際レベルでの提言

- 1. 生物圏保存地域世界ネットワークを活用して、国際的な研修機会や取組の支援・促進を図る。
- 2. 地域研修拠点として寄与する代表的な生物圏保存地域を把握する。

#### 国内レベルでの提言

3. 21 世紀における生物圏保存地域の運営担当者に必要となる研修内容を明確化し、モデルとなる研修プログラムを策定する。具体的な論点としては、生物圏保存地域における調査・観測活動の企画実施方法、社会及び文化状況の分析・調査方法、生態系や景観と両立する形で資源管理を行う方法などが考えられる。

#### 個別保存地域レベルでの提言

- 4. 実地研修や、国内、地域、現地向けセミナーで、保存地域を用いる。
- 5. 地元住民その他の関係者を対象として適切な研修・雇用が行われるようにして、生物圏 保存地域における各種取組の調査、観測、調査に全面参加できるようにする。
- 6. 地域社会その他現地の業者(意思決定権者、地元リーダー、生産や技術移転、地域開発 プログラムに携わる業者など)向けの研修プログラムを促進して、生物圏保存地域の企 画、運営、観測プロセスに全面的に参加できるようにする

目標 IV - 生物圏保存地域の考え方を実行に移す

目的 IV.1 - 生物圏保存地域の機能を一体運用する

#### 国際レベルでの提言

- 1. 国内レベル、地域レベル、国際レベルにおいて、実体験が他者に対してプラスに作用する実証目的の生物圏保存地域(のモデルまたは例示)を把握し公表する。
- 2. 生物圏保存地域に関する戦略や国内的活動の緻密化や定期的検討に関して、指導や助言を提供する。
- 3. 生物圏保存地域の運営担当者を対象としたフォーラムその他の情報交換制度を整備す

る。

- 4. 生物圏保存地域の運営計画・方針の策定方法に関する情報を整備し普及させる。
- 5. 生物圏保存地域の現場における運営上の問題点について手引きを作成する。この中には、 地元参加を確保する方法、各種運営策の事例研究、紛争解決技法などが含まれる。

#### 国内レベルでの提言

- 6. 各生物圏保存地域において、実効的な内容の運営方針・計画に加え、これらを実行する ための適切な権限・制度を整備する。
- 7. 生物圏保存地域の該当区域やその周辺地域において、環境面・社会的観点から見て持続 可能な活動を整備・維持していく民間の取組を促進して、地域開発の促進を図る。
- 8. 生物圏保存地域に関する戦略や国内行動計画を策定して定期的に審査を行う。この種の 戦略では、保全に向けた他の国内制度との関係で、生物圏保存地域が補完的な役割を果 たしプラスに作用する方向を目指す必要がある。
- 9. 生物圏保存地域の運営担当者を対象としたフォーラムその他の情報交換制度を整備する。

#### 個別保存地域レベルでの提言

- 10. 生物圏保存地域の各種地域を把握して地図上に示し、それぞれの地位を明確化する。
- 11. 生物圏保存地域の地域すべてを盛り込む形で全般的運営計画・方針を作成、実行、観測する。
- 12. 必要に応じて、核心地域を保全するため、持続可能な発展基準に沿って緩衝地帯と移行地域の再計画を行う。
- 13. 生物圏保存地域の取組や活動を管理、調整、一体運用する制度的メカニズムを構築・整備する。
- 14. 生物圏保存地域の企画立案・運営活動に地域社会の参画を得られるようにする。
- 15. 生物圏保存地域や周辺地域において、環境面・社会的観点から見て持続可能な活動を整備・維持していく民間の取組を促進する。

#### 目的 IV.2 - 生物圏保存地域世界ネットワークを強化する

#### 国際レベルでの提言

- 1. 生物圏保存地域世界ネットワーク定款の実施に向けて、十分な資金が提供されるようにする。
- 2. 生物圏保存地域世界ネットワーク定款により義務付けられた形で、生物圏保存地域を各国が定期的に審査するようにして、各国に支援を行い自国の生物圏保存地域を機能させる
- 3. 生物圏保存地域諮問委員会の活動を支援し、その提言や指導の内容を全面的に検討し活

用する。

- 4. 生物圏保存地域の情報提供能力や技術的能力を加味した上で生物圏保存地域間のコミュニケーションをはかり、既存のものや予定されている地域的ネットワークやテーマ別ネットワークを強化する。
- 5. 類似した管理地域のネットワークや国際機関、非政府系機関のうち生物圏保存地域の目標と一致するところとの間で、独創的な関係や連携関係を構築する。
- 6. 生物圏保存地域相互間での姉妹提携を推進・促進するとともに、国境をまたぐ保存地域 を育成する。
- 7. 資料を配布したり、広報方針を策定したり、生物圏保存地域世界ネットワークの加入団体としての役割を目立たせることで、生物圏保存地域の知名度を向上させる。
- 8. 可能と判断される場合、二国間・多国間の援助団体から助成を受けたプログラムに、生物圏保存地域を取り込むよう主張する。
- 9. 生物圏保存地域の利益になる形で、企業、NGO、財団から寄せられた民間資金を動員 する。
- 10. 各種データの収集とやり取りに関する基準・方法論を整備し、生物圏保存地域ネットワーク全般で適用されるよう支援する。
- 11. 実施指標を活用しつつセビリア戦略の実施状況を観測、評価、フォローして、指標の達成に資する要因と阻害要因について分析する。

#### 国内レベルでの提言

- 12. 生物圏保存地域世界ネットワーク定款の実施に向けて、十分な資源が提供されるようにする。
- 13. 生物圏保存地域に対して提言や指導を行えるよう国内レベルのメカニズムを整備する。
- 14. 定款により義務付けられた形で、その国の各生物圏保存地域の状態や活動内容の評価報告書を作成し、不備が生じた場合には、その対応を行う上で十分な資源を供給する。
- 15. 類似した管理地域のネットワークや国際機関、非政府系機関のうち生物圏保存地域の目標と一致する点において、独創的な関係や連携関係を構築する。
- 16. 生物圏保存地域相互間での姉妹提携の可能性を探るとともに、適切と判断される場合に は国境をまたぐ保存地域を設置する。
- 17. 資料を配布したり、広報方針を策定したり、ネットワークの加入団体としての役割を目立たせることで、生物圏保存地域の知名度を向上させる。
- 18. 国際的な助成制度や二国間の助成制度(地球環境ファシリティなど)の提案に際して、生物圏保存地域を盛り込むようにする。
- 19. 生物圏保存地域の利益になる形で、企業、NGO、財団から寄せられた民間資金を動員する。
- 20. 実施指標を活用しつつセビリア戦略の実施状況を観測、評価、フォローして、指標の達

成に資する要因と阻害要因について分析する。

#### 個別保存地域レベルでの提言

- 21. 資料を配布したり、広報方針を策定したり、ネットワークの加入団体としての役割を目立たせることで、生物圏保存地域の知名度を向上させる。
- 22. 生物圏保存地域の利益になる形で、企業、NGO、財団から寄せられた民間資金を動員する。
- 23. 実施指標を活用しつつセビリア戦略の実施状況を観測、評価、フォローして、指標の達成に資する要因と阻害要因について分析する。

実施指標相互参照

## 国際レベル

国際レベル	
生物多様性条約の実施面で生物圏保存地域を取り入れる	I.1.1
生物地理区分の整備状況を改善する	I.1.2
国境をまたぐ生物圏保存地域を新規に設ける	I.2.1、IV.2.6
指針を策定・公表する	II.2.1、IV.1.4、IV.1.5
比較研究活動を実施する	III.1.1
国際的研究プログラムに生物圏保存地域を取り入れる	III.1.2
地域内・地域間レベルの研究プログラムを整備する	III.1.3
分野横断的研究ツールを開発する	III.1.4
研究ツールや方法論を集めた情報拠点を整備する	III.1.5
他の研究・教育ネットワークとの間の相互関係を構築する	III.1.6
国際的な観測プログラムに生物圏保存地域を取り入れる	III.2.1
データ自体やデータのやり取りに関する標準的な処理方法・方法	III.2.2、IV.2.10
論を導入する	
生物圏保存地域相互間で実体験や情報を交換するメカニズムを	III.3.1
整備する	
生物圏保存地域の情報提供システムを実施する	III.3.2、IV.2.4、IV.2.7
国際的な研修機会や取組を整備する	III.4.1
地域的な研修拠点を把握・整備する	III.4.2
実証目的の生物圏保存地域を把握し公表する	VI.1.1
生物圏保存地域に関する戦略や国内的活動の作成や検討に関し	VI.1.2
て、指針を提供する	
生物圏保存地域の運営担当者相互間での情報交換制度を整備す	VI.1.3
<u>る</u>	
生物圏保存地域世界ネットワーク定款を国際レベルと国内レベ	VI.2.1、IV.2.2
ルで実施する	
生物圏保存地域諮問委員会の機能と実効性を確保する	VI.2.3
地域的ネットワークやテーマ別ネットワークを整備・強化する	VI.2.4
生物圏保存地域と類似の管理地域・団体との交流を進展させる	VI.2.5
生物圏保存地域相互間での姉妹提携メカニズムを推進する	VI.2.6
生物圏保存地域に関する資料や広報用資料を策定する	VI.2.7
生物圏保存地域を二国間・多国間援助プロジェクトに取り込んで	VI.2.8
いく戦略を策定する	
企業、NGO、財団から寄せられた民間資金を動員する戦略を策	VI.2.9
定する	

世界ネットワーク全般にわたりデータ関連の基準・方法論を運用 VI.2.10 する

国内レベルにおけるセビリア戦略の実施状況を観測・評価するメ VI.2.11 カニズムを整備する

実施指標相互参照

国内レベル

	国内レベル	
	生物地理分析を事前に行う	I.1.3
	生物圏保存地域の新設・拡充の必要性に関する分析を完了させる	I.1.4、II.1.3
	国内戦略や、生物多様性条約等への対応策に、生物圏保存地域を	I.2.2, I.1.3
	取り入れる	
	生物圏保存地域相互間の関係を推進する	I.2.4
	生物圏保存地域における遺伝資源をそのままの形で保全する計	I.2.5
	画を設ける	
	持続可能な発展計画に生物圏保存地域を取り込む	II.1.2
	伝統的な生活様式を取り込むとともに、人間と環境との間に重要	II.1.3
	な相互作用がある地域において、生物圏保存地域を推進・強化す	
	る	
	保全や持続可能な利用活動を把握し推進する	II.1.4
	生物圏保存地域全般にわたり実効的な運営計画・方針を整備する	II.2.1、II.1.6
	保全機能と持続的利用機能とが相互に両立しない場合に、メカニ	II.2.2
	ズムを整備し、これらの機能相互間で適切なバランスを確保する	
	地域開発政策や地域の土地利用計画立案活動に生物圏保存地域	II.3.1
	を盛り込む	
	各生物圏保存地域の近くの大規模土地利用者に働きかけて、持続	II.3.2、IV.1.7
	可能な活動が行われるようにする	
	保全・持続的発展に関する国内政策・地域政策に、生物圏保存地	III.1.7
	域を取り入れる	
	国内観測プログラムに生物圏保存地域を取り入れるとともに、同	III.2.3
	様の観測現場やネットワークと連動させる	
	生物圏保存地域で実際に行われている保全や持続的利用に関す	III.3.3
	る原理原則を学校教育課程に取り入れる	
	国際的教育ネットワークや取組に生物圏保存地域が参加する	III.3.4
	生物圏保存地域の運営担当者を対象としてモデルとなる研修プ	III.4.3
	ログラムを策定する	
	生物圏保存地域に関する国内戦略や行動計画を審査するメカニ	IV.1.8
	ズムを整備する	
	生物圏保存地域運営担当者相互間で情報交換を行うメカニズム	IV.1.9
	を整備する	
	生物圏保存地域世界ネットワーク定款を国内レベルで実施する	IV.2.12、IV.2.14
	生物圏保存地域を対象とした助言提供や調整を行う国内レベル	IV.2.13
,		

のメカニズムを整備する	
類似した管理地域や団体のうち生物圏保存地域の目標と一致す	IV.2.15
るところとの間で、交流を推進する	
生物圏保存地域相互間での姉妹提携を醸成するメカニズムを整	IV.2.16
備する	
生物圏保存地域に関する資料や広報用資料を策定する	IV.2.17
二国間・多国間の助成活動に、生物圏保存地域を盛り込む戦略を	IV.2.18
整備する	
企業、NGO、財団から寄せられた民間資金を動員する戦略を策	IV.2.19
定する	
国内レベルにおけるセビリア戦略の実施状況を観測・評価するメ	IV.2.20
カニズムを整備する	

実施指標相互参照

# 個別保存地域レベル

各種関係者の利害関係の調査を行う	II.1.5
環境劣化の原因となったり生物資源の持続不可能な利用の原因	II.1.6
となった要因を把握する	
保存地域の天然産品・サービスの調査を行う	II.1.7
地元住民による持続可能な利用に向けた優遇策を把握する	II.1.8
便益を公平に分かち合う計画を作成する	II.1.9
生物圏保存地域の取組や活動を管理、調整、一体運用するメカニ	II.2.3、IV1.10、IV.1.12
ズムを整備する	
現地の意見聴取制度を整備する	II.2.4
地域の実証の場を設ける	II.3.3
研究・観測計画の調整を行った上で実施する	III.1.8、III.2.4
実用的なデータ管理システムを導入する	III.1.9、III.2.7
観測方法の開発・検証の場として生物圏保存地域を用いる	III.2.5
地元住民に関する持続可能性指標の開発の場として生物圏保存	III.2.5、II.2.6
地域を用いる	
教育、研修、研究、観測プログラムに現地関係者を取り込む	III.3.5、III.4.5
生物圏保存地域来訪者向けの情報を整備する	III.3.6
生物圏保存地域において生態系フィールド拠点を設ける	III.3.7
生物圏極語を実地研修活動に利用する	III.4.4
地域の教育研修プログラムを整備する	III.4.6
生物圏保存地域の各種地域を把握して地図上に示す	IV.1.10
緩衝地帯と移行地域の再計画を行い、核心地域を保全する	IV.1.12
生物圏保存地域の企画立案・運営活動に地域社会の参画を得られ	IV.1.14
るようにする	
環境面・社会的観点から見て持続可能な活動を整備していく民間	IV.1.15
の取組を促進する	
個々の生物圏保存地域に関して資料や広報用資料を策定する	IV.2.21
企業、NGO、財団から寄せられた民間資金を動員する戦略を策	IV.2.22
定する	
各論レベルにおいてセビリア戦略の実施状況を観測・評価するメ	IV.2.23
カニズムを整備する	

序

UNESCO の「人間と生物圏 (MAB) 計画」の枠内で生物圏保存地域が設けられているが、その目的は、人間と生物圏との間でバランスが取れた関係を促進し実証を行うことである。生物圏保存地域は、関係国の要請を受けて MAB 国際調整理事会が指定を行っている。各生物圏保存地域は、依然として所在国の主権に服しているため、その国の法律にのみ拘束されるが、世界ネットワークを形成しており、このネットワークにおいてその国の参加は任意となっている。

この生物圏保存地域世界ネットワーク定款の策定目的は、各生物圏保存地域の実効性を補強し、地域レベルと国際レベルで共通理解、意思疎通、協力関係を強化することである。この定款で企図されているのは、生物圏保存地域の認知度を広め、効果的に機能する実務上の実例を奨励・推進することである。リストから外す手続は、このように基本的に前向きなアプローチの例外として受け止めるべきであり、その国の文化事情、社会経済事情を考慮した上で慎重に検討し、関係する政府に意見聴取して初めて援用すべきものである。文言の内容を見ると、生物圏保存地域の指定、支援、推進を定める一方で、加盟国の事情や現地の事情が多様であることが考慮されている。加盟国側では、自国の特殊事情を考慮に入れた上で、生物圏保存地域に関する国内基準を練り上げて運用していくことが望ましい。

## 第1条 - 定義

生物圏保存地域とは、UNESCO の「人間と生物圏 (MAB) 計画」の枠組に基づいて国際的に認定された陸上・沿岸・海洋生態系の区域、または、これら区域の集合体をいう。

## 第2条 - 生物圏保存地域世界ネットワーク

- 1. 生物圏保存地域により、生物圏保存地域世界ネットワークという名称の世界的規模のネットワークが形成されている(以下、「本ネットワーク」という)。
- 2. 本ネットワークは、生物多様性を保全し、生物多様性の構成要素の持続可能な利用を実現し、もって、生物多様性条約その他の関連条約・法律文書の諸目標に資するものとする。
- 3. 個々の生物圏保存地域は、所在国の主権に服していることに変わりはない。この定款の下、加盟国は自国国内法に基づいて必要と思われる措置を講じることになる。

#### 第3条 - 機能

生物圏保存地域は、下記の 3 機能を組み合わせて、地域規模で保存と持続可能な発展を実

現するアプローチを検討・実証する拠点になるよう努める必要がある。

- (i) 保全機能 景観、生態系、生物種、遺伝的多様性の保全に資する。
- (ii) 経済と社会の発展 社会文化的に持続可能で生態学的にも持続可能な形で経済発展と人づくりを促進する。
- (iii) 学術的支援 実証プロジェクト、環境教育・研修、保全と持続可能な発展に関する地元の問題、地域的問題、国内問題、世界的問題に関する研究・調査に役立てる。

#### 第4条 - 基準

生物圏保存地域が指定を受けるための一般的基準は、下記の通りである。

- 1. 人間の介入が漸次的に行われているなど、主な生物地理的地域に典型的に見られる形で、 生態系がモザイク状になっている部分が含まれていること
- 2. 生物多様性の保全の観点から重要度が高いこと
- 3. 地域的規模で持続可能な発展に向けたアプローチを研究・実証できること
- 4. 第3条にいう生物圏保存地域の3機能を果たす上で適切な規模であること
- 5. 下記の点が認められる形で、適切な形で帯状構造になっており、上記 3 機能が含まれていること
  - (a) 生物圏保存地域の保全目的、また、これらの目的を果たせる規模を保全するという目的に沿った形で、長期的な保護の対象となる核心地域が法的に形成されていること
  - (b) 緩衝地帯が明確化されており、核心地域を取り囲んだり隣接する形になっており、ここでは、保全目標と両立する活動のみ行うことができること
  - (c) それより外側に移行地域があり、そこでは持続可能な資源管理活動が促進・展開されていること
- 6. 公的機関、地域社会、私企業が生物圏保存地域の機能の企画立案や実行などについて、 適切な範囲で関与、参加できるよう組織的仕組みを設けること
- 7. さらに、下記の対策が講じられていること
  - (a) 緩衝地帯における人間の使用・活動を管理する仕組み
  - (b) 生物圏保存地域としての管理方針・計画
  - (c) この方針・計画を実行するため指定を受けた当局・仕組み
  - (d) 研究、観測、教育、研修に関するプログラム

#### 第5条 - 指定手続

- 1. 生物圏保存地域が MAB 計画国際調整理事会 (ICC) から本ネットワークに加入する旨 の指定を受ける場合、下記の手続によるものとする。
  - (a) 第4条にいう基準を考慮して候補地の検討を行った後に、加盟国から(適切と判断 される場合には、国内 MAB 委員会を介して)事務局に対して、関係書類を添えて

推薦を行う。

- (b) その内容と関係書類を事務局にて検証し、推薦に不備がある場合、推薦を行った国に対して事務局から不足情報の提供要請が行われる。
- (c) 生物圏保存地域諮問委員会にて推薦内容が検討され、国際調整理事会への提言が行われる。
- (d) MAB 計画の国際調整理事会が指定推薦について決定を下す。

UNESCO 事務局長から関係国に対して、国際調整理事会の決定が通知される。

- 2. 加盟国は、既存の生物圏保存地域がある場合、その適性を検討・改善し、必要に応じて 範囲を拡大し、本ネットワークの範囲内できちんと機能できるようにすることが望まし い。拡張の提案の場合、上記の新規登録手続と同じ手続となる。
- 3. 生物圏保存地域のうち、この定款の採択前に指定を受けている保存地域の場合、既に本 ネットワークの一部とみなされる。そのため、この定款の規定の適用を受ける。

#### 第6条 - 周知

- 1. 生物圏保存地域としての指定の場合、記念の盾、資料の配布など、加盟国および関連当局から適切な形で周知を行う。
- 2. 本ネットワークに属する生物圏保存地域に加え、その存在意義についても、適切な形で 継続的に広報を行う必要がある。

#### 第7条 - 本ネットワークへの参加

- 1. 加盟国は、科学的研究・観測など、世界レベル、地域レベル、地域間レベルにて本ネットワークの連携活動に参加し、又は促進する。
- 2. 関連当局は、知的財産権を考慮に入れながら、研究結果、関連の刊行物その他のデータを公表し、本ネットワークが適切に機能するようにするとともに情報交換の便益が最大になるようにする。
- 3. 加盟国、関連当局は、本ネットワーク内の他の生物圏保存地域と連携して、環境教育・研修、人材育成を推進する。

#### 第8条 - 地域的、テーマ別のサブネットワーク

加盟国は、生物圏保存地域の地域的・テーマ別サブネットワークの形成と協力的運用を促進し、これらサブネットワークの枠組において電子情報を含め情報の交換を推進する。

#### 第9条 - 定期的検討

1. 各生物圏保存地域の地位については、第4条の基準を踏まえて関係当局が作成し当該加盟国から事務局に対して提出される報告書に基づいて、10年ごとに定期的検討を行う。

- 2. この報告書については、生物圏保存地域諮問委員会が検討を行い、国際調整理事会に勧告を行うものとする。
- 3. 国際調整理事会は、関係加盟国から提出された定例報告書を検討する。
- 4. 指定以降または前回検討以降において生物圏保存地域の地位または運営が条件を満たすものとされ、又は改善されていると国際調整理事会が判断した場合、国際調整理事会は正式にその旨を認定する。
- 5. 生物圏保存地域が第 4 条にいう基準をもはや満たしていないと国際調整理事会が判断した場合、同理事会は、関係国が自国の文化事情・社会経済事情を勘案して第 4 条の規定の履行確保策を講じるべきである旨の提言を行うことができる。国際調整理事会から事務局に対して、この種の措置の実行に際して当該国への支援でどのような措置を執るべきなのか明らかにする。
- 6. 合理的期間において、生物圏保存地域が第4条にいう基準を満たしていないと国際調整 理事会が判断した場合、その地区は、本ネットワークに属する生物圏保存地域とは言え ないものとする。
- 7. 国際調整理事会の決定については、UNESCO事務局長から関係加盟国に通知する。
- 8. 自国管轄下の生物圏保存地域の本ネットワークからの脱退を加盟国が希望する場合、その旨を事務局に通知する。この通知は、国際調整理事会に参考情報として伝達される。 当該地区は、本ネットワークに属する生物圏保存地域とは言えないものとする。

#### 第10条 - 事務局

- 1. UNESCO は、本ネットワークの事務局としての役割を果たし、本ネットワークが適切に機能し本ネットワークを振興する職責を負う。事務局は、個々の生物圏保存地域相互間、専門家相互間の意思疎通および交流を促進するものとする。また、UNESCO も、その他の関連する取組と連動させる形で、生物圏保存地域に関して世界中どこからでもアクセスできる情報システムを構築し維持管理する。
- 2. 個別の生物圏保存地域ならびに本ネットワークおよびサブネットワークの機能を強化するため、UNESCOは、二国間・多国間の資金援助を求めるものとする。
- 3. 本ネットワークに属する生物圏保存地域、その目的、詳細事項を記載したリストについては、定期的に事務局が更新、公表、配布する。

(生物圏保存地域の詳細に関する連絡先)

World Network of Biosphere Reserves Division of Ecological Sciences UNESCO 1, rue Miollis 75732 Paris Cédex 15 France

(電話) +33.1.45.68.41.51 (Fax) +33.1.40.65.98.97 (e-mail) mab@unesco.org

# 生物圏保存地域のための マドリッド行動計画 (2008 - 2013)

(仮訳)

# 計画の構造

背景		3
A. 3	浮上する課題と	
Ó	これらに対応するための生物圏保存地域の可能性と役割	4
1	A.1 気候変動	6
1	A.2 生態系サービスの供給	7
I	A.3 生態系を圧迫する主原因としての都市化	7
В. /	人間と生物圏(MAB)計画における生物圏保護区世界ネットワーク	
	(WNBR)のビジョン声明	8
C. )	人間と生物圏(MAB)計画における生物圏保護区世界ネットワーク	
	(WNBR)のミッション声明	8
D. t	セビリアからの進歩	9
E. 🔻	マドリッド行動 - 生物圏保護区世界ネットワーク	10
Ι	E.1 協力、運営、コミュニケーション	10
I	E.2 ゾーニング - 領域に機能をリンクする	16
I	E.3 科学と能力向上	
I	E.4 パートナーシップ	25
F. <b></b>	<b>承認、実施、評価</b>	29
G. A	路称	30

#### 背景

1995年、スペインのセビリアで開催された国際会議を機に、生物圏保護区世界ネットワーク (WNBR) のための新たな時代が始まった。本会議で決定された行動は、同年にユネスコ総会で承認されたセビリア戦略及び生物圏保護区世界ネットワークの法的枠組みに組み込まれた。2000年、スペインのパンプローナでセビリア+5会合が開催され、セビリア戦略の提言に引き続き様々な行動が決定された。

本 マドリッド行動計画は、2008年2 月にマドリッドで開催された第3回 世界BR会議で承認された。マドリッド計画はセビリア戦略を基盤とし、 その戦略的強みを利用して生物圏保 存地域を21世紀における持続可能な 開発のための国際的な重要指定区域 とすることを目的としている。 生物圏保存地域(BR)のコンセプト は保護区域を越えた価値を証明して おり、様々な知識、科学的研究及び 経験を持ってして、生物多様性の保 全と人類福祉の社会経済発展を繋ぐ ものとして、科学者、計画者、政策 立案者、地元地域社会によってます ます受け入れられてきている。その ため焦点となっているのは、世界、 国、地元地域レベルにおける持続可 能性のためのモデルの開発であり、 生物圏保存地域は、政策専門家、意 思決定者、研究·科学者、経営管理者、 利害関係者が協力し持続可能な開発 のための世界的原則を地元地域に根 ざした取り組みに移し変えていくた めの学習サイトとしての役割を果た す。生物圏保存地域は各国の管轄と して扱われ、国はそれぞれの保存地 域の機能向上に必要と思われる政策 を実施する。

# A. 浮上する課題とこれらに対応するための 生物圏保存地域の可能性と役割

セビリア戦略採択から13年、地球規模の問題が発生し激化する中、こうした課題に効果的に取り組むためにMAB計画の適応と改正が必須となってきている。貧困と格差をより悪化させるこれらの主要課題には、以下が含まれる。

- 社会と生態系に影響を及ぼす気 候変動の加速
- 生態系が人類の福祉に不可欠な サービスを提供し続ける能力に 予想外の影響を及ぼす、生物・ 文化多様性の急速な損失
- 環境の変化を引き起こす急速な 都市化

これらの課題から、健康、安全、正義/公平を含む人間の福祉のための 生態系サービスへのアクセスを維持 し確保する必要性があるとの認識を あらゆるレベルにおいて高めること で、変化のための機会が生まれる。

主要課題として掲げたこれらの問題を踏まえ、2008年~2013年の期間、MAB計画は関連するミレニアム開発目標(MDGs)に以下を通じて戦略的に取り組む。

■ 人間と環境の福祉を確保するため、社会のあらゆるセクター (公的・私的機関、NGO、利害 関係者、意思決定者、科学者、 地元地域社会、先住民社会、土 地所有者、天然資源の使用者、研究・教育センター、メディア)とのパートナーシップの下、生物圏保存地域の持続可能な開発を推進するメカニズムの開発

- 他の政府間プログラムと協調し、 気候変動の適応・緩和政策のテ スト及び適用
- WNBR、MABテーマ別ネット ワーク、学際的アプローチの経 験を基に、主要な生態系の類型、 即ち、沿岸地域、島嶼、海洋、 山岳地帯、乾燥地域、熱帯林、 陸水生態系、都市化の増大する 地域に影響を及ぼす、こうした 問題に対応するための政策及び 取り組みの開発及びテスト
- 未来の生態系サービスを確保するアプローチを定めるため、ミレニアム生態系評価(MA)に続く科学研究プログラムの開発

マドリッド行動計画(以降、MAPとする)は、2008年から2013年の期間におけるWNBRの行動、目標及び成功の指標、パートナーシップ及び他の実行戦略、評価の枠組みを明確にしている。同計画は、2006年~2007年、ユネスコの自然科学及び社会・人間科学プログラムを評価した審査委員会の勧告を十分に考慮したものであり、ユネスコ事務局長が提言し、2007年10月から11月にかけて開催された第34回ユネスコ総会で承

認されたそれら勧告の実行に向け、 具体的貢献を行っていくものである。

MAP の総合的な目標は、以下である。

- a) 生物多様性の保全及び持続可能な使用、気候変動の緩和と適応、人間社会の社会経済的及び文化的福祉という相互に結び付いた問題の共通領域において MAB の研究、訓練、能力構築、デモンストレーション・アジェンダを支える。
- b) 持続可能な開発のための学習サイトとして WNBR に含まれる地域の積極的な活用を可能にする。即ち、人類と生態系の福祉のための環境、経済、社会的状況を改善するための具体的な問題に取り組み解決するため、学識社会、政治社会、専門家、利害関係者間の協調を高めるための方法を指し示す。
- c) 30年以上にわたる MAB 計画と WNBR の活動から得た教訓と 2008年から 2013年の行動計画を 収集、照合、統合し、広めること で、2010年までに生物多様性の 損失率の大幅削減 (CBD2010年 目標)を目指す MDGs の目標達 成、及び気候変動の緩和と適応に 関する UNFCCC や京都議定書の 目標達成のために世界、国、地元 地域レベルでの努力に貢献する。
- d) 発展を望む国や地元地域社会に対して地球規模の環境問題を伝える使者、管理者及びコーディネーターの役割を果たす、新しい世代の専門家の出現に寄与する。

MAPはネットワークと生物圏保存地域それぞれの過去の経験を生かし、環境と発展との間に新たなパートナーシップを築くため、社会のあためである。そのためにも、生物圏保存地域は理解と変化ならびに我々の革新的なな発展のイデアと領域のである。MAB計画の進化は生物圏保存地域の管理に直接関与するといる。といれているである。が表していくであろう。

MAP は加盟国と運営組織(2007年6月 BR 国際諮問委員会、2007年7月・12月 MAB事務局が発行した回報、2007年世界全地域で開催されたネットワーク会合)との協議プロセスから得た情報に基づいている。MAPは、2008年2月4日から8日にかけてスペインのマドリッドで開催された第3回世界BR会議及び第20回MAB計画国際調整理事会(MAB-ICC)の先駆けとなった、2006年第19回MAB-ICCで定義された5つの課題に取り組むための作業文書を土台としている。

## A.1 気候変動

今日の社会と生態系が直面する最も深刻で大きな課題の一つが気候変動だ。気候変動を引き起こす様々な自然的原因を除いた後、UNFCCCとその科学パネルIPCCは、気候の急速な変化は人為的原因であると確証した。主に先進工業国によって排出さた。主に先進工業国によって排出されるCO2と他の温室効果ガスの量に、新興国を含む開発途上国からの近年の需要増加と相まって、この問題は放置しておけば拡大する。更に、熱帯地域の森林伐採も大気中のCO2の増加、及び生態系機能の損失の一因となっている。

地球の平均気温が上昇すれば、世界各地の何十億人もが水不足に直面し、何百万という人々がマラリアにさらされることになる。干ばつや洪水といった異常気象は激しさを増し、自然災害の範囲と頻度の拡大につながるだろう。これは住み難い地域からより順応性のある地域への人々の移動を招く。雨量分布の変化により農業システムにも変化が生じるだろう。

生態系サービスの多くがストレスに さらされる。例えば、種の30%が絶 滅の危機にさらされ、砂漠化が拡大 し、熱帯気候における正のフィード バック機構により熱帯林が更に減少 するだろう。海面と水温の上昇は、 マングローブや塩性沼沢等沿岸系の 適応能力に影響を与え、魚類分布の 変化は沿岸生態系と人間によるその 使用の脆弱性を高めることになるだ ろう。 気候変動に対する社会の取り組みは、 適応と緩和に重点を置いており、そ れぞれ現世代と未来の世代に影響を もたらす。温室効果ガスは既に排出 されており、これが自然消滅するま では大気中に存在し続けるため、社 会は必然的な変化に適応しなければ ならない。科学知識に基づいた適応 策には、沿岸整備、河川流域管理と いった生態系のサービス及び機能の 保護を目的とした土地使用が含まれ る。緩和は、大気中の CO2 濃度を 450ppm に留めるために、その度合い は異なるものの各国が実行しなけれ ばならない対応策だ。これには持続 可能な方法を用いた炭素隔離、排出 削減、エネルギー効率向上、再生可 能エネルギー生産と合わせて、より 環境にやさしい生活習慣が含まれる。 こうした対策実行の障害となり得る のは、解決策に対する政治的関心の 欠如、及び/またはこうした解決策 の実行意志の欠如、技術能力の不備 または欠如、経済の不透明性、及び 開発計画のための統合的アプローチ の欠如だ。

MABとWNBRは、通常他では見られない統合的アプローチを通じ、更なる価値をもたらす。生物圏保存地域は、気候変動問題の解決策を早急に模索・テストし、世界ネットワークの一員として変化をモニタリングするのに不可欠な役割を果たす。ユスロの自然科学プログラム及び他がある。また、生物圏保存地域は自然と人類のための適応策を示し、回復戦略の開発と実行に役立てる場となり得る。また、その緩衝地帯と

移行地帯は多数の緩和手段と戦略の テストにも活用できるかもしれない。 多くの生物圏保存地域では、森林や 湿地系と同様に、炭素が隔離される。 また全ての生物保存地域で、技術と 労働ベースの社会事業を組み合わせ た低炭素経済のための能力構築が可能だ。社会科学の観点では、生活習慣の変化の政治的側面を模索することができる。多岐に渡る生物圏保存地域とそのシステムは、世界に対し貴重な知識を提供するであろう。

## A.2 生態系サービスの提供

ミレニアム生態系評価(MA)は、 生態系サービスを明確に説明し、これは公的・私的セクター及び市民社会団体の間で幅広く受け入れられるものとなった。MAの新たな分類は、 基礎(栄養循環、土壌形成、一次生産)、供給(食料、水、木材、繊維、燃料)、調整(気候、洪水と病気の抑制、水の浄化)、文化(美、精神、教育、レクリエーション)の4種類に生態系サービスを分類している。

生態系サービスは、陸と海における 保護及び生産という、生物圏保存地 域の多岐に渡る機能と重ね合わせる ことができ、有益な概念的枠組みと なり得る。持続可能な開発地域とい う生物圏保存地域の特質は、各地に 特化した基礎、供給、調整、文化サ ービスの組合せの構想及び開発努力 として見て取ることができ、これは 居住者及び利害関係者に環境、経済 的、社会的福祉をもたらす。例えば、 生物圏保存地域の様々なゾーンは、 気候調整、水の浄化、生物多様性保 全等これまで見過ごされてきたサー ビスへの新たな投資を促進し、農業、 林業、漁業等環境と社会面での供給 を向上させ、これまで投資の中心で あった観光等の文化サービスに磨き をかける場となり得る。生物圏保存 地域における科学・研究社会、政策立 案者、意思決定者、資源管理者、及 び居住者による活発な協議の継続は、 生態系サービスの最適な組合せを発 見する上で不可欠だ。そしてこの最 適な組合せが、国、地域、世界レベ ルにおける陸と海の持続可能な開発 モデルとしての生物圏保存地域の役 割を示すことになる。

## A.3 生態系全体を圧迫する主原因としての都市化

都市化は多面的な地球規模の現象で、 人口密度の急速な変化と空間的推移、 特に地方から都会への移住、土地被 覆及び資源利用の形態、文化習慣の 多様性から明確に見て取ることがで きる。今日、世界人口の半数が都市 部で生活しており、その割合は今後 50年間で66%~67%に増加すると予 想されている。こうした増加の多くは、開発途上国と新興国の間で生じるだろう。2030年までには20億人以上が都市部のスラム街に住むと予想されているが、彼等が利用できる基本的サービスは限られているため、自然災害の被害を極めて受けやすい。大都市の急速な増加と都市ランドス

ケープの絶え間ない変化は、基本的な人間の福祉と生活可能な環境の確保に大きな課題を突きつける。

都市ランドスケープはおそらく、土地被覆と土地の多重使用の最も複雑なモザイクだと言えるだろう。MAは最近になって、都市化と都市ランドスケープを知識に大きな格差がある優先地域に指定した。地球規模である優先地域に指定した。地球規模で見いたまでは気温の著しい上昇や窒素堆積が既に明らかで、人間による「自然

な」生態系プロセスの極端な支配を 目で見、そして実際に測定すること ができる。しかしながら、知識、資 本、革新の中枢を成す大都市は、人 間と環境に解決策を示す場とも考え られる。

生物圏保存地域のコンセプトを持続 可能な都市開発の計画及び管理のた めのツールとして利用しようと、多 くの都市部がその管轄区に対して、 生物圏保存地域の原則を既に適用し ている、或いは今後の適用を検討し ている。

## B. 人間と生物圏(MAB)計画における 生物圏保護区世界ネットワーク(WNBR)のビジョン声明

人間と生物圏計画における生物圏保 護区世界ネットワーク(WNBR)は 相互に関わり合うダイナミックで卓 越したネットワークから成る。参加 型対話、知識の共有、貧困の削減、 人類福祉の向上、文化的価値への敬 意、社会の変化への対応能力を通じ て、持続可能な開発のための人間と自然の調和のとれた共生を促進し、MDGsに貢献する。従って、WNBRは幅広い文脈で持続可能な開発を確立し実行する、主要な国際的ツールの一つである。

## C. 人間と生物圏(MAB)計画における 生物圏保護区世界ネットワーク(WNBR)のミッション声明

以下を通じて、環境、経済、社会的 (文化・精神を含む)持続可能性を確 保する。

■ 生態学・文化的多様性の維持と 発展、及び人類福祉のための生 態系サービスの確保を目的とし た、デモンストレーションと学 習サイトとしての役割を果たす 場所の、世界的なネットワーク の構築及び調整

■ 人と自然の間の相互作用の理解 促進を目的とした、科学を含む 知識の発展と統合。科学と政策 の共通領域における対話の促進、 環境教育、幅広いコミュニティ ーへのマルチメディアを用いた アウトリーチ活動を通じた、複 雑な社会生態学的システムを管理する世界的能力の構築

## D. セビリアからの進歩

1995年、ユネスコによって承認され たセビリア戦略と生物圏保護区世界 ネットワークの法的枠組みにより、 生物圏保存地域は、自然の生態系及 び人為的影響が著しい生態系の生息 地に対してユネスコの MAB 計画に よって与えられる陸と海の指定区域 であることが確立された。以降、生 物圏保存地域の特質とアイデンティ ティは (a) 多機能性、ならびに地元 及び地域の持続可能性のための状況 に応じた選択肢を実証する、保全機 能、開発機能、ロジスティックまた は知識機能の統合、(b) 陸・海レベル の計画ため、及び複数機能に関する 利害関係者の関心を仲介するための 基盤としての3つのゾーン計画、(c) 生物圏保存地域の住民と移住者の存 在、(d) サイトの WNBR 参画以降、 少なくとも10年に1度は生物圏保存 地域の機能(3機能の統合レベルを 含む)をレビューする責任という、 4つの軸に沿って深められてきた。

1995年以降に生物圏保存地域に指定された地域の98%が3つのゾーン計画を採用している。1995年以前にWNBRに含まれていた生物圏保存地域に関しては、1976年~1984年で

23%、1985年~1995年で65%がこれを導入している。WNBRに含まれる生物圏保存地域の定期的レビューの結果、セビリア戦略以降の生物圏保存地域のビジョンを定義する本質的特徴とゾーン計画について、1995年以前の生物圏保存地域の多くが見直された。

セビリア戦略や1995年の法的枠組み が生物圏保存地域の生態的地位を明 確にし深めた一方で、MAP は地元及 び地域の持続可能な開発のための学 習サイトとしての生物圏保存地域の 役割、ならびに持続可能性科学に関 する情報、アイデア、経験、知識、 ベストプラクティスの交換のための 地域的・世界的ハブとしての MAB と WNBR の重要性を実証し強調するこ とを目的とする。定期的レビュー・プ ロセスをはじめとする 1995 年法的枠 組みの主要ツールの利用経験は今後 評価される。そして同プロセスは、 MDGs、CBD2010年目標、EFA、国 連持続可能な開発のための教育の10 年(UNDESD)、その他ユネスコ加 盟国の世界的コミットメントを含む、 持続可能な開発の成果にいかに貢献 したかという点で、生物圏保存地域 の実績の変化を記録するために、更 に改善されていくだろう。

## E. マドリッド行動-生物圏保護区世界ネットワーク

変化し続ける世界で生じる新たな課題を前に、2008年~2013年の MABと WNBR の活動を方向付けるため、MAPは MAB計画のビジョンとミッション達成に不可欠な、31の目標と65の行動を含む4つの主要活動領域を定義している。行動目標は、特定の期限内(2008年~2013年)に地元地域、国、世界レベルで MAB計画を実行する上で役立つ。

行動は、地元地域レベル(個々の生物圏保存地域)、国レベル(MAB国内委員会、ユネスコ国内委員会)、世界レベル(地域及びサブ地域ネットワーク、生態系に基づくテーマ別ネットワーク、UNESCO-MAB事務局)で実行される。全レベルで「生物圏保存地域(biosphere reserve)」という表現が使われることが望ましいが、個々のMAB国内委員会、及び/または生物圏保存地域の機関独

自の判断で、生物圏地帯(biosphere region)、生物圏地域(biosphere area)、生物圏領域(biosphere territory)等別の適切な表現を用いることもできる。

生物圏保存地域プロジェクトは時間 的制約のない長期的観点を有するも のだが、2008年~2013年の期間で適 切な期限内に達成すべき目標が定め られている。目標達成に向けた進展 に対してはモニタリングと評価が行 われ、評価後の結果は MAB 計画と WNBR の活動への貢献者と共有され る。生物圏保存地域の3機能を統合 した革新的で期限の定まった社会的、 生態学的、政策的活動と、データ、 情報、経験、知識を共有しようとい う積極性は、UNDESD (2005年~ 2014年)の期間、生物圏保存地域が 学習サイトとしての役割を果たすの に不可欠だと考えられる。

## E.1 協力、運営、コミュニケーション

生物圏保存地域は MAB 計画の目的を果たすための主要な手段であり、政策関連の現場研究、能力向上、デモンストレーションを通じてユネスコ全体として持続可能性に対する貢献を明示できる手段でもある。浮上する新たな環境及び経済的課題にあらゆるレベルで取り組むためには、13年に渡るセビリア戦略とその法的枠組みの実施経験を基に、MAB 計画の運営及び WNBR の活動を改善していかなければならない。生物圏保存

地域が世界、地域、国、地元地域レベルにおける持続可能な開発のための学習サイトとして効果的な役割を果たすよう、WNBRの事業及びアウトリーチ活動を必要に応じて調整していく必要がある。

目標	行動	時期	成功の指標	行動責任者	パートナー
1. セビリア戦 略の 効果的な実 施	1.1 セビリア戦略の 成果を評価	2010	セビリア戦略の資料を評価	MAB 事務局	MAB 国内委員 会、MAB 局、 MAB ネットワ ーク、BR、 IUCN, UNDP、 TNC
	1.2 BR の機能に関する現場からじかに得た情報を収集・総合し、これを地域間及び世界的に共有する	2013	情報収集	MAB 事務局、 MAB 地域ネッ トワーク、 MAB 国内委員 会	WNBR
	1.3 セビリア戦略の 成果を認識する ためのシステム の構築及び実施	2010	成績認識シス テムの構築、 MAB-ICC によ る採用、その 普及	MAB 事務局 (地域ネット ワーク、MAB 国内委員会、 MAB 局と協力 する)	MAB 局、 MAB ネットワ ーク、BR、 IUCN、 UNDP、TNC
	1.4 BR の推薦状及び 定期的レビュー 用紙の更新	2010	更新済みの用紙	MAB 事務局	MAB 局
2. 既存の国際 的プログラ ム及びイニ シアチブ と、生物圏 保存地域と の間の数か	2.1 ユネスコ政府間 科学プログラム (ISPs) におけ る BR の活用	2013	ユネスコのプログラム (IHP、 DESD、IOC、 IGCP、 MOST、IBSP 等)と協力しているBRの数 国際的イニシ	MAB 事務局、 MAB 国内委員 会、ユネスコ 国内委員会	MAB 局、ユネ スコのプログ ラム(IHP、 IOC、IGCP、 MOST、IBSP 等)
及び調整の拡大	生物多様性及び環境に関する多に関する事態に関する事態に関係を有する機関と緊密にがいる。というでは、国には、国には、国には、国には、国には、国に、国に、国に、国に、国に、国に、国に、国に、国に、国に、国に、国に、国に、		アチブ (CBD、 CMS、 UNCCD、 UNFCCC、 IGBP、 MA のフォロ ーアップ等) と協力している BR の数	会、ユネスコ国内委員会	アチブ (CBD、 CMS、ISDR、 UNCCD、 UNFCCC、 IGBP等) ユネスコ科学 局、WHC 及び ラムサール条

			世全い可結一をいの 遺よ地能びル組る活 界と地能がル組る活 界一地付づ別所対人べ の幅持発るてんス数 、条Rをすめル という のにといる のにと のに		<b>約、ユネスコ</b> <b>執行委員</b> <b>DESD、EFA、</b> ユアス共トワー カース エーファイン TWAS ネーーム 執 フローク フロース 会員会
3. 統合情報とコニケーション戦略	3.1 技練、機験、人物では、	2013	既いアス 刊物ネのび地べれ言ュン 必地地と新図ーにあり 行、ッ等種域ルで語ニ 要図図のののよりが (ン上の、び使るのー に生示きBRプロクハ 印タの数 U国用重コシ 地態するBアフロクハ 印タの数 V を要ミョ 域系こ最地レてリウ 刷ーも及やレさ要ミョ 域系こ最地レ	MAB 事務局	地域、サブテロマリーのででは は、リネットでは 大の大変を 大の大の大変を 大の大の大変を 大の大変を 大の大変を 大の大変を 大の大変を 大の大変を 大の大変を 大の大変を 大の大の大変を 大の大の大の大変を 大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の

	3.2	2009	工业行物の地	MD中沙口	1444
	BR、MAB、及び	& &	刊行物の数	MAB事務局、	地域ネットワ
	他の関連テーマ	2013		MAB 国内委員	ーク(テーマ
	に関する地域、	2013		会、各 BR	別ネットワー
					クと協力)
	サブ地域、国、				
	生態系別の刊行				
	物の作成				
	3.3	2009	世界地図	MAB事務局	私的·公的団体
	生態系の種類別				
	に WNBR を示し				
	た地図の作成				
	(地方や都会等				
	人為的影響を受				
	けた生態系を含				
	む)				
	3.4	2010	授与された賞	ユネスコ加盟	ユネスコ加盟
	BRの重要性を広		の数	玉	玉
	めるマスメディ				
	アの役割を評す				
	るジャーナリズ				
	ム賞の設置				
	3.5	2010	刊行物の数	MAB 事務局	各 BR、ユネス
	一般市民を対象				コ情報・コミュ
	とした統合され				ニケーション
	た国際的なプロ				局、ユネスコ
	モーション及び				の地域事務局
	コミュニケーシ				( ) などの数字 (力) (日)
	ョン戦略の開発				
	1 2 1X41 0 MINE				
4.	4.1	2009	構造、戦略、	地域ネットワ	ユネスコフィ
	各地域ネットワ		行動計画を実	ーク	ールドオフィ
生物圈保存	ークが MAB 計		行・完了してい		ス、ユネスコ
地域の管理	画の責任を果た		る地域の数		国内委員会、
者・コーディ	すための構造、		2 2 E-32 0 3 3		MAB国内委員
ネーターを	戦略、行動計画		地域ネットワ		会、各BR
適切に代表	の策定、MAB国		一ク活動に参		X, T DK
する形で運	内委員会及び各		加しているBR		
営される、	BRへの定期報告		の数		
参加型地域	4.2	2010	資金援助を受	地域・テーマ別	政府機関、国
ネットワー	事業活動の持続	2010	す金板切を支	ネットワー	
ク	性を確保するた				内·国際
	め、各ネットワ		トワークの数	ク、MAB 事務	NGO、民間セ
	一クがパートナ			局、MAB国内	クター
				委員会、ユネ	
	ーシップ及び長			スコ国内委員	SESSION FOR
	期的な資金調達			会	
	メカニズムを有				
	していることを				
	確認する				
MENTEN PLANT					Black Mary Harry

主要課題に おける専門 家同士の協 力増進	5.1 山岳、淡水、海 洋、乾燥地、森 林、都会、小生 等、主要な生 系に形成され た、地域別及で 地域間のテーク 別ネットワーク の構築及び強化	2010	ネットワーク の数、及び地 域とテーマの 範囲	MAB 事務局、 地域・テーマ別 ネットワー ク、各 BR、そ の他機関	多岐にわたる利害関係者
		2012			
6. 国・地域・世界レベルで統合された。各生物圏保存地域のためのコミュニケーション戦略	6.1 国の政者、ト、のト・クラーと WNBR で、 と WNBR で、 大 を が 対 し の 社 会 で が 対 と WNBR で 境 会 化 と と ま で と WNBR で も な で と WNBR で も で と WNBR で も で と で と WNBR で も で と で と で と で と で と で と で と で と で と	2010	コミュニケー ション戦略を 策定し開始し た BR の数	地域ネットワーク、各 BR	ユコシ報コフィスコート スコニート スコニート スコート スコート スコート スコート スコート スコート スコート スコ
	6.2 BR の創出、管理、促進に貢献したコミュー、人口では、不可能を表する。 関、国の外の対象をできる。 関、国のの対象をできる。 記識するためのイプログラムの作成	2010	インセンティ ブの数	MAB 国内委員会、ユネスコ 国内委員会	私的・公的機関
7. 生物圏保存 地域のコー ディネータ ーと他の主 要利害関係 者を適切に	7.1 MAB 国内委員会 の設立または再 構築	2008	機能している MAB国内委員 会の数	加盟国、ユネ スコ国内委員 会、MAB国内 委員会、MAB 窓口、その他 BRに関心のあ る国内政府機 関	多岐にわたる利害関係者

代表する形 で運営され る、各国に おける機能 的な MAB 国 内委員会	7.2 BRがMAB計画 内の責任を果た せるよう、各 MAB国内委員会 のために構造、 戦略、行動計画 を策定し、域路のための計画と がおいたがの計画と 階をサポートする	2013	戦略と行動計 画を有する再 構築された MAB 国内委員 会の数	MAB 国内委員会、ユネスコ 国内委員会	政府機関、市民社会団体
8. 複数レベル における、 生物圏保存 地域と持続 可能な開発 イニシアチ ブの関係強 化	8.1 持続可能な開発 に向けた国連が 中心となる政 策、戦略、行動 計画、及び国連 外部の他のイニ シアチブと、各 BR の協力を促進 する	2010 & 2013	持続可能な開発に関する、 国連の国内ブレンでその他のインシアチブの他のインシアチブに 貢献している BRの数	MAB 国内委員 会、各 BR	地域ネットワ ーク、MAB事 務局
9. セ略要告たの存期ーゾグそ更る動 リMAPの数は地的を一、のをたを 戦ののでは、物域レ行ニ管他更め取 戦ののでは、 のをたを しまれる。 のをはます。 のはます。 のはます。 のはます。 のはまする。 のは	9.1 新のグたて地クィル協地ーれシンせュ支計のがた、、域ラスオカ域ム、カーのでで、にスイーシス、門場のででではカースがあるが、MAPが出て、ではカースオーシス、門場のジ合レスめずると国家をでいると手訪ッまわどをのる	2010 & 2013	セビリア戦略 以降のビジョ ンと MAP のビ ジョンに 必 うよう ま うま を 形 の数	地域ネットワークの援助を 伴う MAB 国内 委員会	地域・テーマ別 ネットワー ク、IUCN

10. 生物域とは、生物域に実でれのでは、生物域に関係を指していた。 といった 手過 ひんりょう ひんしょう はいい かい か	10.1 地先に 地域社会を 「のくのアと を は参 を は参 を は参 を は が な た の く の ア と 順 に ロ ン が か ス で と の り が れ ス で と の り が り れ る ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら	2012	参加型アプロ ーチを導入し ている BR の数 機能している BR 運営委員会 の数	各 BR	テーマル マークト フークト フークト フークト フークト フークト フークト フークト フ
11. 必要に応じ	11.1 国の法律に BR を含めるよう各	2013	法律に BR を盛 り込んでいる 国の数	MAB 事務局、 MAB 国内委員	ユネスコフィ ールドオフィ ス

# 存地域の法 律上の認知 を高める

## E2. ゾーニングー機能と領域のリンク

国に働きかける

生物圏保護区世界ネットワークの法 的枠組みによると、生物圏保存地域 は、その複数機能が包含されるよう、 1つ以上のコアエリア、複数の緩衝 地帯、1つの移行地帯を有していな ければならない。

て生物圏保

新たな課題に直面する現在、より統合されたゾーニングへの移行が重要だ。そこで、移行地帯ではその開発機能に加えて、保全及び環境的な目標と要素も考慮することができる。同様に、コアエリアはその保全機能に加え、開発機能に関して経済的観

点(炭素隔離、土質安定化、清潔な水と空気の供給等)で測定できる様々な生態系サービスに貢献している。雇用機会もまた保全目標(環境教育、研究、環境再生及び保全政策、レクリエーション、エコツーリズム)の一助となり得る。教育、研究、モニタリング、能力向上は生物圏保存地域のロジスティック機能または知識創造機能の構成要素と考えられる一方で、これらは保全と開発機能に不可欠な要素でもあるのだ。

緩衝地帯については、特別な注意が 必要だ。緩衝地帯の役割はコアエリアにおける人為的活動の悪影響と外 部効果を最小限に食い止めることような緩衝機能とは別に、緩衝地帯はの な緩衝機能とは別に、緩衝地帯性の 為的、生態学的、文化的多様性の有 とは かいら本質的な独自の機能をエリア と結ぶ役割を果たすという意味な と結ぶ役割を果たすという重要な結 機能を有することもできるのだ。

移行地帯では人々が居住し生活を営んでおり、同地帯は複数の土地使用によって特徴付けられる。移行地帯は社会経済的発展の側面において中心的機能を果たしている。移行地帯の過去の欠点は、その外部の境界線が明確に引かれていない、或いは空間的に定義されていないことであった。しかし、協力計画と概念の確立、協力計画の実行、そして市民社会か

らの協力促進のためには、容易確な には、容易確な には、容易確な になる明確することのできる。更に、WNBR では生物圏保存地域の総面積を明確に示す必要があるため、移行地質を 境界線の恣意的であいまい線をはして 境界線であるがないまないであるがである。 ではならアプロナイを はないできるができるができる。 線を越えて行うことができる。 として、といて りとはないできる。 としていたができる。 としていた。 といてできる。

ゾーニングに関して、各国は国レベルで柔軟にこれを定めることができるが、統合的なゾーニングと強調的な運営を通じて、生物圏保存地域が保全、資源の持続可能な使用、知識創造をより効果的に両立していくために、以下の行動を取らなければならない。

目標	行動	時期	成功の指標	行動責任者	パートナー
12. 全ての生物 圏保存地域 のゾーニン グの分析	12.1 WNBR の現在の ゾーニング・シス テムの調査を実 施し(異なるゾ ーンの割合を含 む)、各ゾーン で3つの機能が どの程果たさ れているかを調 査する	2010	ICC に提出された分析結果、及び公表された結果と ICC 勧告	MAB 事務局、 地域ネットワ ーク	BR 窓口及び管理者、MAB国内委員会、テーマ別ネットワーク

13.	13.1	2013	全サイトにお	MAB 国内委員	MAB事務局、
	国レベルでゾー		ける、機能し	会、地域ネッ	IUCN、国内·
移行地帯と	ニングのための		ているBRゾー	トワーク、各	国際 NGO、学
その開発機	実践ツールとガ		ニング	BR	術機関、テー
能を中心	イドラインを策				マ別ネットワ
に、全ての	定し適用する				ーク
生物圏保存	13.2	2013	空間的に拡張	各 BR、MAB	地域ネットワ
地域におい	大規模な生物群		されたBRの数	国内委員会	ーク、IUCN
て機能的ゾ	系を BR システ		CAUTE BROOM	日门及只五	), lock
ーニングを	ムとして管理				
確立する	し、広域の陸地・				
	海域について				
	は、比較的小さ				
	な保全コアエリ				
	アを非常に大き				
	な緩衝地帯及び				
	移行地帯と結び				
	付ける一連の単				
	位として管理す				
	るために、BR を				
	活用する				
	13.3	2013	各BRにおける	各 BR、MAB	地域ネットワ
	最も適したゾー		適切なゾーニ	国内委員会	ーク、IUCN
	ニングパターン		ングパターン		, reer
	を決定し、各ゾ		の決定		
	ーンの実施基準				
	を定める。各ゾ				
	ーンが BR の機				
	能上、適切な大				
	きさであること				
	を確認し、BR全				
	体に対する各ゾ				
	ーンの貢献を識				
	別する。				
	13.4	2013	各BRが明確な	各 BR、MAB	地域ネットワ
	移行地帯を定め		外部境界線を	国内委員会	ーク
	るため、利害関		定める		
	係者との協議を				
	通じて BR の外				
	部境界線を明確				
	に定める。(境				
	界を定める上				
	で、各BRは分				
	水界、生態系等				
	の自然の境界、				
	及び政治・管理上				
	の境界を考慮す				
	べきであり、推				
ALC: NO	薦状及び定期的				
	レビュー用紙の				

中でこうした境 界線決定の論理 的根拠を明確に 説明する。)				
13.5 生産ランドスケープにおける保 全地域と関わりのあるでではいるプログラムの重要なして、 国が BR ゾーン 計画を認知する よう働きかける	2013	BR ゾーン計画 を認知した国 の数	各 BR、MAB 国内委員会	地域ネットワーク

生物圏保存地域のための強調が開発を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	14.1 生生チ析、コミクーの アナリア・カーの エナリーの エナリーの エナリーの エナリーの は、リステルで は、リステルで は、リステルで は、リステルで は、リステルで は、リステルで は、リステルで は、リステルで は、リステルで は、リステルで は、アナリカー は、リステルで は、アナリカー は、ア	2013	BRが適切に策定されて、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは	各 BR	MAB 国内委員 会、テーマ別 ネットワーク
--	--	------	---	------	------------------------------

### E.3 科学と能力向上

生態系は人類全体にモノとサービス を提供する。しかし、急速な気候的、 環境的、社会的、政治的変化を目の 前に、こうした恩恵の持続可能な利 用が課題となっている。これらの変 化に対応するため、生物圏保存地域 は、生態系サービスの働きについて、 また、いかに生態系サービスと回復 力のある生態系を維持しながら、こ れを利用して所得、雇用、富を創出していくかについて、知識を創造していく上で重要な役割を果たす。科学者、政策立案者、民間企業間のコミュニケーションを促進するためには、生物圏保存地域での機関と利害関係者からの幅広い協力が必要だ。これを達成するには、生物多様性の地球規模での管理と保全に科学的専

門知識を適用するとの考えの下、 WNBRにおける科学と能力の両方を 大幅に向上させなければならない。

変化への適応と回復力構築のために は、科学的知識及び地元住民と先住 民の伝統的知識が必要だ。

2004 年以降 MAB-ICC は、ユネスコ が先導する UNDESD (2005 年~ 2014 年) の支援を各国に求めてきた。 生物圏保存地域は、MDGs に関する 国内政策及び戦略、WSSD 計画、 DESD 戦略を実行する上で、持続可能な開発のための学習サイトとして の役割を果たす素晴らしい機会を提供する。国、地域、世界の関連機関は、生物圏保存地域の運営上の問題を学際的な高等教育機関の研究課題として積極的に利用すべきだ。

目標	行動	時期	成功の指標	行動責任者	パートナー
15.	15.1	2013	□ 10/000	\	14.14 - D4
15.	15.1   生態系サービス	2013	国際プログラムに参加した	ユネスコ国内	地域・テーマ別
生態系サー	との関係を含		BRの数	委員会、MAB 国内委員会、	ネットワー
ビスへの管	む、世界のBR		BR の数	国内安貝宏、 WNBR	ク、CBD、
理者と利害	の管理計画及び		BR管理計画の	WINDK	CSD,
関係者の参	協力計画の実行		実行に関する		UNCCD, UNFCCC, 7
加に関する	経験に基づい		資料の分析		の他,
生物圏保存	た、既存のデー		RT10000		V)IE
地域の経験	タの分析及び統				
を、国連機	合を行う				
関、地域開	15.2	2013	ケーススタデ	各 BR、MAB	CBD, IUCN
発銀行、国	政策関連のケー		ィの資料	国内委員会、	
の政府等に	ススタディの系			ユネスコ国内	
伝達する	統的記録を通じ			委員会、MAB	
	た MAB 計画の			事務局	
	グローバル・ネッ				
	トワーク機能の				
	促進(これらケ				
	ーススタディの				
	記録が入手・流布				
	できるようにす				
	3)	2012	124 ) 5 5 6 6	(d. 1. 5. X	
	15.3 CBD、アジェン	2013	様々な国際、	各BR、地域ネ	CBD、アジェ
	ダ21、One-UN		地域、国内プ	ットワーク	ンダ 21、One-
	活動等、現在平		ログラムに関		UNプロジェク
	行して開発・実施		与する BR の数		ト、テーマ別
	されている国				ネットワーク
	際、地域、国内				
	プログラム間の				
	相乗効果を高め				
	るための行動の				
	策定				
	NAC .	Market and the San State			

16. 現場に根ざ した政策関 連の研究プ ログラム	16.1 政策関連の研究 を奨励するため の、ユネスコ ISPs ほか、関連 する国際、地 域、国内機関と の協調	2012	BR について触れた、またはBR のコンセートを用いた、持続可能性に関するび書籍の数BR または関連する科学修士号の科で博士号の数	MAB 事務局、 WNBR、地域 ネットワーク	BR と関わりの ある大学及び 研究センター WCPA 及びテ ーマ別ネット ワークを含 む、ISPs、 UNU、IUCN との協調
	16.2 情報アクセスの 向上、及び科学 が専門でない幅 広い対象グルー プに対して知識 を伝える新たな コミュニケー強化	2011	インターネット上の情報を含むアウトリーチ刊行物の数	MAB 事務局、 各 BR、MAB 国内委員会、 ユネスコ国内 委員会	大学、報道機 関、他のマス メディア
	16.3 科学及び運営増加報 と、科学の資金増加報 にの 教学的情強の は、 本で を で で で で で で で で で で で で で で で で で	2013	全BRにおける 研究プロジェ クトの確立	各 BR、MAB 国内委員会、 ユネスコ国内 委員会	大学、研究機 関、資金提供 機関
17. 訓練された 生物圏保存 地域の管理 者及び他の 関連する利 害関係者	17.1 BRの管理者に対して、科学と政策実施の相互作用、及び科学と他の関連分野の参加型運営について、訓練を提供する	2010	地域で実施されている、または既に完了したコースの数	MAB 事務局、 地域ネットワ ーク、テーマ 別ネットワー ク	研究機関、高 等教育センタ 一、国内・国際 NGOs

	17.2 紛争解決及び交 渉能力を含む適 応管理等、BRの 管理者のための 能力向上プログ ラムを促進する	2011	活動中のBR管 理者に対する トレーニング コース	MAB 国内委員会	大学、研究機 関
IOC や MOST を含 む他の ISPs との共同活 動におけ る、ユネス コ加盟国に	18.1 他の IPSs がその プログラムで研 究及びデモンス トレーションの 場として BR を 使用するよう、 他の IPSs と協力 する	2010	BR に焦点を置いたユネスコ ISP の活動及び イニシアチブ の数	地域ネットワ ーク、MAB 国 内委員会、 MSB 事務局	IOC、IHP、IGCP
よる生物圏 保存地域の 活用	18.2 研究、情報創出、政策アドバイスを目的とした IHP、IOC、IGCP、MOSTによる BR の幅広い活用を促進する	2013	研究、情報創出、政策アドバイスに関する他のユネスコ ISP 活動に関与しているBR の数	コネスコ ISPs (MAB、 IHP、IOC、 IGCP、 MOST)、各 BR	IHP、IOC、IGCP、MOST
19. 生物域、一析研ラ利のじプの番に生どに究ム害参たロアのでのですのである。	19.1 BRの科学的機能を強化するために、全ての知識システムを統合し、科学的及び非科学的関係者を動員する	2012	研究プログラ ムを有する BR の数	BR、MAB 国 内委員会、地 域ネットワー ク	GEF、UNDP、 EU、国際 NGO、テーマ 別ネットワー ク等
生物圏保存 地域における、管理計 画とゾーニ ングの策定 と関連した	20.1 BR 全体の管理計画に盛り込まれる研究課題を作成する上で、利害関係者が確実に関与するようにする	2013	確定済みの実 行可能な研究 プログラムを 有する BR の数	各 BR	大学、研究機 関、資金提供 機関

研究プログラム	20.2 BR を、ゾーニン グとで理る、 が関係の能の開研をのからした。 を会ののでした。 を会ののでは、 を会ののでは、 を会ののでは、 を会ののでは、 を会ののでは、 を会ののでは、 を会ののでは、 を会ののでは、 を会のでは、 をののでは、 をののでは、 をののでは、 ののでいる。 ののでは、 のので、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 のので、 ののでは、	2012	持続可能な開 発と関連する 研究課題を有 する BR の数	各 BR	大学、研究機関、資金提供機関
21. 教育・研究機 関とで協力 の下可能な開 発育のための 教育の10年 (DESD)計画	21.1 DESD の枠組み において、BR を 卓越した持続、生態 能 スサードオ、生間 ルードオ、人互間 と ででいる。 と ででは、	2010	合同授業、スクールキャンプ、カリキュラム開発を関じ、BRと関係のある学校の数	各 BR	関連する学校 プロジェクト ネットワー ク、ユネスコ 教育局
22. 幅広い導入 と適用のた めの教育資 源の交換	22.1 強固な学習組 織、協力関係の 構築、各 BR に おけの能し、WNBR の能力を向上させる 22.2 (a) BR の管理ネーターが積に貢べてがです。 WNBR に、イストプラクテの現地	2010 & 2013	教育プスを すった。 なれた識ので を数及び種類 現地のされライート の数 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	各 BR、 WNBR、地域 ネットワーク 各 BR、MAB 国内委員会	NGO、学術機 関、研究セン ター、テーマ 別ネットワー ク 国の機関、国 内・国際 NGO、資金提 供機関

	の言葉への翻 訳)、(b) こうし た情報を UNESCO-MAB のウェブサイト に掲載するため に、適切な職員 と資金を提供す る				
23. 地域の状況 に合わせて 都市問題に 取り組むた めの、生物 圏保存地域 のメカニズ ム	23.1 都市部の BR へ の統合を促進す る	2010 & 2013	都市部と相互 関係にある BR の数	MAB都市グル ープ、地域ネ ットワーク	BR と関係のある市当局、 ICLEI、プランニング専門機 関、大学、研究センター
24. 生物圏保存 地域を、関 するに、関 する応、めのと るのためイン と して と して と と と と り と り り り り り り り り り り り り り	24.1 GLOCHAMORE 研究戦略に基づき、山岳 BR を、地球規模の 変化の環境、経済、人類福祉に 対する影響の現 場観測所として 利用する	2012	積極的な研究と能力向上プログラムを伴う山岳 BR の数	各 BR、MAB 国内委員会、 地域ネットワ ーク	MRI、気候変動に取り組む組織、研究・学術・アウトリーチ機関、テーマ別ネットワーク
る	24.2 持続可能な山岳 地帯の開発のた めに、研究結果 を用いて国の政 策立案及びその 実行を支援する	2013	山岳地帯の持 続可能な開発 のための政策 を有する国の 数	各 BR、MAB 国内委員会、 ユネスコ国内 委員会、地域 ネットワーク	MRI, IUCN
	24.3 関連する国内・国 際組織と協力 し、他の生態系 のための戦略を 策定する	2011	適用された戦略の数	各 BR、MAB 国内委員会、 ユネスコ国内 委員会、地域 ネットワーク	UNFCCC、 CBD、 UNCCD、テー マ別ネットワ ーク
	24.4 気候変動に関す る異なる種類の 生態系のための 研修コースを実 施する。特に、	2011	実施された研修コースの数	各 BR、MAB 国内委員会、 ユネスコ国内 委員会、地域 ネットワーク	UNFCCC、 CBD、 UNCCD、テー マ別ネットワ ーク

熱帯林と認定された森林管理のための ERAIFT の地域フラッグシップ・プロジェクトを気候変動 緩和のためのア プローチとして 活用する

## E.4 パートナーシップ

生物圏保存地域の機能を協力して発展させていくためには、パートナーシップの強みと機会を常に活用すどもだ。既存のパートナーシップを基盤とした関係強化、新たなイニシアチブの支持、多数たなの大力関係を基盤とした関係強化、の支持であるが関すするが関すするが関すするが関いた努力に焦点を置かなの情にない。生物多様性の保全がはならない。生物多様性の保全がある。 生態系管理、環境のモノとサービスの持続可能な使用に至るまで、協力に動は多岐に渡る。

パートナーシップの付加価値とは、 管理戦略の有効性の向上、利害関係 者の姿勢の変化、より良い相互理解、 より十分な情報を得た上での意思決 定、意識向上、生物圏保存地域管理 の技術的・財政的支援である。

生物圏保存地域が長期的に機能する には、計画及び実施面における長期 的な資金援助が必要だ。資金調達は、 主として個々の生物圏保存地域の管 理者及びコーディネーターの責任下 にあり、彼等は必要に応じて MAB 国内委員会、地域ネットワーク、 UNESCO-MAB 事務局から援助を要請することができる。

経済活動は以下の点で生物圏保存地域に有益となり得る。

- 民間セクターの役割の強化、及び観光事業等を通じた自然地域維持のための収入確保といった面で、経済発展に寄与する
- 大手多国籍企業の社会的責任 (CSR) プログラム及び国と地域の民間機関が、持続可能な取り組みの発展または維持に資金を提供する

生物圏保存地域の経済的利益と、生物圏保存地域内及びその周辺における保全と開発の両立の実行可能性を示す、優れた実例が既に幾つか存在する。これらの地域が全ゾーンで3機能全てを果たすための、適切に訓練された十分な数の職員、設備、プロジェクト予算、能力を有せば、運営レベルでのパフォーマンス向上につながるだろう。

目標	行動	時期	成功の指標	行動責任者	パートナー

生物圏保存 地域と地域 ネットワー クのための 資金メカニ ズムの強化	25.1 生態系サービス への支払い (PES) プロジェクトを実施するために、関係 機関・組織とのパートナーシップ 契約を結ぶ	2013	PES プロジェ クトを開始し た地域の数 関与する BR の 数	MAB-ICC、地 域ネットワー ク	GEF、UNDP、 EU、国際 NGO、大学、 研究センタ ー、テーマ別 ネットワーク
	25.2 水、森林、炭素 基金のためのパ ートナーシップ 契約の締結	2013	パートナーシ ップ契約を有 する BR の数	MAB 国内委員 会、地域ネッ トワーク	国内・国際資金 提供機関、 GEF、UNDP、 国際 NGO、テ ーマ別ネット ワーク
	25.3 生物多様性保 全、国際水域、 気候変動、貧困 削減等のプロジェクトの責任を 担う組織と協力 し、BRと地域ネットワークの国 内・国際的支援を 求める	2013	国内・国際的支援を有する BR 及び地域ネットワークの数	MAB 事務局、 MAB 国内委員 会、地域ネッ とワーク	国内・国際資金 提供機関、 GEF、UNDP、 国際 NGO、テ ーマ別ネット ワーク
26.	26.1	2013	各地域におけ	地域ネットワ	民間セクタ
生物圏保存地域の生産物の、持続可能な生産、収穫マーケテーでを通圏保存地	各地域ネットワークで少なくとも一つパイロット BR を選び、地元社会の積極参加を伴う BR が、地元社会にもたらす経済である。		る BR 開発評価 の数	<u>ー</u> ク	ー、研究·学 術·アウトリー チ機関、テー マ別ネットワ ーク
域における利益創出と生活の恩恵の向上	26.2 BR ブランドを使用する製品のための市場とフェアトレードを認識、開発、促進するために、ピジネスとのパートナーシップを構築または強化	2010	質の高い経済 のためのタス クフォースに 関与する BRの 数	MAB 事務局、 各 BR、MAB 国内委員会	民間セクタ ー、テーマ別 ネットワーク

	し、質の高い経済のためのタス クフォースる 動を促進する 26.3 地域と、 大住い 大生のに対象を を 大代で 大代で 大代で 大代で 大代で 大代で 大代で 大代で 大代で 大の 大の 大の 大の 大の 大の 大の 大の 大の 大の 大の 大の 大の	2013	貧困緩和のた めの持続可能 で代替的な生 活を実施して いる BR の数	ユネスコ加盟 国、各 BR	国内·国際資金 提供機関、 GEF、UNDP 等
27. 民間セクタ 一の参加、 支援、賛同 の促進	27.1 BR のモノとサー ビスのためのトリードをのかり、 場とフェン・ 場とででは、までは、 のでは、までは、 のでは、までは、 ので	2013	BR のアイデア 及び管理の実 行に積極的に 関与する数 BR における間 接的な支援活 動に積極的に 携わるビジネ スの数	BR、MAB 国内委員会	民間セクター
	27.2 BR 製品のラベル 表示に対するイ ンセンティブの 促進	2012	地元 BR 製品に 関する調査	MAB 事務局、 各 BR	民間セクター
生物圏保存 地域間の交 流	28.1 BR の利害関係者間の研修旅行及び現場視察を支援する	2010 & 2013	交流の数	地域及び地域 間ネットワー ク、テーマ別 ネットワー ク、各 BR	政府機関

	28.2 特定の課題を共 有する BR 間の 交流プログラム の奨励及び実施 28.3 南南協力及び南 北南三角協力を 奨励する	2013	BR間の交流プログラムの数BRの関与する協力協定の数	地域及び地域 間カステーマー カスット BR 地域ネッテーマー が地でロット カスット BR 地域・アーマー カスット BR	政府機関 政府機関
29. パートナー シップの促 進	29.1 教育及び研究から場合ででは おって、 を場合では を関する。 を記述した。 をこと。 をこと。 をこと。 をこと。 をこと。 をこと。 をこと。 をこと	2010	構築されたパートナーシップの数 パートナーシップに関与している BR の数 確立された協力計画の数	各 BR	政府機関、民間セクターカナダ
30. 越境生物圏 保存地域	30.1 新たな越境 BR の開発支援、及 び既存の越境 BR と他の越境協力 の強化 30.2 越境 BR のため の推薦状及び定 期的レビュー用 紙の更新	2013	確立された越 境 BR の数 活発な越境協 力を擁する新 しい越境 BR 及 び既存の数、更 された用紙の 使用	MAB 国内委員 会、地域ネッ トワーク BR 及び MAB 国内委員会、 地域ネットワ ーク、MAB 事 務局、WNBR	MAB 国内委員会、ユネスコ 国内委員会 学術機関、国内・国際 NGO

31.	31.1 平和と安全のメ	2013	平和と安全を促進するプロ	MAB 事務局、 WNBR、地域	学術機関、国 内·国際
平和、安 全、紛争管 理のための	カニズムとして BRを促進及び活 用する		グラムを有す る BR の数	ネットワーク	NGO、テーマ 別ネットワー
生物圏保存 地域の促進	/13 / &				

### F. 承認、実施、評価

マドリッド行動計画 (MAP) は、ユ ネスコ中期戦略の効果的な実施を視 野に、第20回 MAB-ICC で採択され た。中期戦略の変容する性質を考慮 し、2009年に開催される次期 MAB-ICC 会議で MAP の適応可能性が協議 される。これにより、MAPは MDGs、 EFA、DESD を含む国際的に合意さ れた目標・目的の達成に向けたユネス コの戦略にとって不可欠な要素とな る。また同時に、One UN、UNDAF、 及び国連改革の下に国レベルで推進 されている他の国内協調枠組みに対 するユネスコの貢献が強調される。 MAPは、2006年~2007年にユネス コの自然科学及び社会・人間科学プロ グラムを評価した審査委員会の勧告 を取り入れるという、事務局長の実 施計画に寄与するであろう。

MAPは、MABと WNBRの事務局であるユネスコ生態・地球科学部門の責任下にある MAPと同様に、ユネスコの6カ年戦略的計画枠組みの期間(2008年~2013年)に実施される。生物圏保存地域を有する国は、2008年12月末までに、MAP枠組みの中で各国が実施する行動の具体的な手

法及びスケジュールを MAB 事務局 に報告するよう、要請されるであろう。

MAB-ICC、MAB事務局、地域ネットワーク、MAB国内委員会は、公的・民間セクター及び市民社会団体との結果志向のパートナーシップを通じ、MAPの成功裡の実施のためにリーダーシップを提供する。

MAB-ICC、ユネスコ国内委員会、 MAB 国内委員会は、MAB 計画と WNBR の重要性を伝え、国の政府、 資金提供・開発協力機関、民間セクター、及びあらゆるレベルの市民社会 団体から MAB 計画と WNBR に対す る支援を得る上で深く関与し、MAP の効果的な実施に不可欠な役割を果 たす。

MAP は 2010 年及び 2013 年に評価される。中期評価はチームによって行われ、チームの構成と委託条件は2009 年の第 21 回 MAB-ICC で定められる。2013 年を期限とする最終評価の時期、チーム構成、委託条件は第22 回 ICC で決定される。

## G. 略称

BPI

ユネスコ広報局 (UNESCO Bureau for Public Information)

BR 生物圏保存地域(Biosphere Reserve)

CI ユネスコ情報・コミュニケーション局(UNESCO Communication

and Information Sector)

CBD 生物多様性条約(Convention on Biological Diversity)

CMS 移動性野生動物の種の保全に関する条約 (Convention on

Migratory Species)

CO2 二酸化炭素

COP 生物多様性条約締約国会議(Conference of the Parties to the

CBD)

CSD 持続可能な開発委員会 (Commission on Sustainable

Development)

CYTED 科学・技術開発のイベロアメリカプログラム (Ibero-American

Programme of the Development of Science and Technology)

DESD 国連持続可能な開発のための教育の10年 (UN Decade of

Education for Sustainable Development)

EFA 万人のための教育(UNESCO - Education for All)

EU ヨーロッパ連合 (European Union)

GEF 地球環境ファシリティ(Global Environment Facility)

GLOCHAMORE ユネスコ・プロジェクト「山岳地域における地球規模の変化」

(UNESCO Project "Global Change in Mountain Regions")

IBSP 国際基礎科学プログラム(International Basic Sciences

Programme)

ICC MAB 計画国際調整理事会(International Coordinating Council for

the MAB Programme)

ICLEI 国際環境自治体協議会(International Council for Local

Environmental Initiatives)

IGCP 地質科学国際研究計画(International Geoscience Programme)

IGBP 地球圈·生物圏国際共同研究計画(International Geosphere-

Biosphere Programme)

IHP 国際水文学計画(International Hydrological Programme)

IOC 政府間海洋学委員会(Intergovernmental Oceanographic

Commission)

IPCC 気候変動に関する政府間パネル(Intergovernmental Panel on

Climate Change)

ISDR 国際防災戦略(International Strategy for Disaster Reduction)

ISP ユネスコ政府間科学プログラム(UNESCO's Intergovernmental

Scientific Programmes)

IUCN 国際自然保護連合(International Union for the Conservation of

Nature)

MA/MEA ミレニアム生態系評価(Millennium Ecosystem Assessment)

MAB ユネスコ人間と生物圏計画(UNESCO's Man and the Biosphere

Programme)

MOST 社会変容管理プログラム(Management of Social Transformations

Programme)

MRI 山岳研究イニシアチブ(Mountain Research Initiative)

MDG ミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals)

One UN 一つの国連(様々な国連計画と国連機関の計画、運営、予算構

造を合理化し、これらの計画・機関のアイデアを国の開発計画に

統合する試み)

NGO 非政府組織(Non-Governmental Organizations)

PES 生態系サービスへの支払い(Payments for Ecosystem Services)

SD 持続可能な開発 (Sustainable Development)

**TWAS** 

開発途上世界のための科学アカデミー(The Academy of Sciences

for the Developing World)

UN

国連 (United Nations)

**UNCCD** 

砂漠化対処条約(United Nations Convention to Combat

Desertification)

**UNEP** 

国連環境計画(United Nations Environment Programme)

**UNDAF** 

国連開発援助枠組み(United Nations Development Assistance

Framework)

UNDP

国連開発計画(United Nations Development Programme)

**UNESCO** 

国連教育科学文化機関(United Nations Educational, Scientific and

Cultural Organization)

**UNFCCC** 

気候変動枠組条約(United Nations Framework Convention on

Climate Change)

UNU

国連大学(United Nations University)

WCPA

世界保護地域委員会(World Commission on Protected Areas

(IUCN))

WH

世界遺產(World Heritage)

WHC

世界遺産センター(World Heritage Centre)

WNBR

生物圏保護区世界ネットワーク(World Network of Biosphere

Reserves)

WSSD

2002 年持続可能な開発に関する世界首脳会議(World Summit on

Sustainable Development in 2002)

## 生物圏保護区世界ネットワークの詳細は、下記までお問合せください。

UNESCO Division of Ecological and Earth Sciences (ユネスコ生態・地球科学部門) 1 rue Miollis 75732 PARIS CEDEX 15 France

Tel: +33 1 45 68 41 51

Fax: +33 1 45 68 58 04

mab@unesco.org

http://www.unesco.org/mab

© photos:
Miguel Clüsener-Godt / UNESCO
Marc Ancrenaz

## 生物圈保存地域審查基準

平成23年9月28日 平成24年6月12日一部改正 平成26年5月20日一部改正 日本ユネスコ国内委員会自然科学小委員会 人間と生物圏(MAB)計画分科会決定

#### 1. 生物圏保存地域の目的

生物多様性の保全、経済と社会の発展及び学術的支援の3つの機能をもち、自然環境の保全と人間の営みが持続的に共存している地域を指定することにより、地域の取組と科学的な知見に基づく人間と自然との共生に関するモデルを提示する。

#### 2. 審查基準

次の審査基準の全てを満たしていること。

#### (1) 生物圏保存地域候補地の機能

次の3つの機能をもつこと。

- ① 人間の干渉を含む生物地理学的区域を代表する生態系を含み、生物多様性の保全上重要な地域であること
- ② 自然環境の保全と調和した持続可能な発展の国内外のモデルとなりうる取組が行われていること
- ③ 持続可能な発展のための調査や研究、教育・研修の場を提供していること

#### (2) ゾーニング

核心地域、緩衝地域及び移行地域の3地域にゾーニングされており、各地域が次の要件を全て 満たしていること。

#### ① 核心地域

- ・法律やそれに基づく制度等によって、長期的な保護が担保されていること
- ・次のカテゴリーの1つ以上に合致していること
  - (ア) 生物地理学的区域を代表する生態系であること
  - (イ) 生物多様性の保全の観点から重要な地域であること
  - (ウ) 絶滅危惧種等希少な動植物が生息あるいは生育していること
- ・動植物相や植生等の調査の蓄積があり、公開に努めていること

#### ② 緩衝地域

- ・核心地域の周囲又は隣接する地域であり、核心地域のバッファーとしての機能を果たしていること
- ・核心地域に悪影響を及ぼさない範囲で、持続可能な発展のための地域資源を活かした持続的 な観光であるエコツーリズム等の利用がなされていること

・環境教育・環境学習を推進し、自然の保全・持続可能な利活用への理解の増進、将来の担い 手の育成を行っていること

#### ③ 移行地域

- ・核心地域及び緩衝地域の周囲または隣接する地域であること
- ・緩衝地域を支援する機能を有すること
- ・自然環境の保全と調和した持続可能な発展のためのモデルとなる取組を推進していること

#### (3) 設定範囲

- ・生物圏保存地域(①核心地域、②緩衝地域、③移行地域)の設置目的を果たすために適度な 広さであること
- ・相互の地域が干渉しないこと

#### (4) 計画

- ・生物圏保存地域全体の保全管理や運営に関する計画を有していること
- ・研究・モニタリング、教育、研修に関する計画を有していること
- ・地域の振興や自然環境と調和した発展に関する計画を有していること

#### (5)組織体制

- ・生物圏保存地域の管理方針又は計画の作成及びその実行のための組織体制が整っていること
- ・組織体制は、自治体を中心とした構成とされており、土地の管理者や地域住民、農林漁業者、 企業、学識経験者及び教育機関等、当該地域に関わる幅広い主体が参画していること
- ・生物圏保存地域が有する価値を確実に保全管理していくための包括的な保全管理体制が整っていること
- ・国内外からの照会等に対応可能であること
- ・生物圏保存地域の保全管理や運営に対する財政的な裏付けがあること

#### (6) ユネスコBR世界ネットワークへの参画

- ・BR申請時や定期報告の際などに行われるユネスコによる審査に対応可能であること
- ・BRの設定が認められた場合に、ユネスコBR世界ネットワークに加盟する意思があること
- ・ユネスコBR世界ネットワークによる取組に協力が可能であること

# 南アルプスユネスコエコパーク 基本合意書

## 平成 25 年 8 月 17 日

韮崎市 飯田市 静岡市

南アルプス市 伊那市 川根本町

北杜市 富士見町

早川町 大鹿村

# 南アルプスユネスコエコパーク 基本合意書

我々は、平成19年2月、南アルプスの顕著で普遍的な価値を高め、人類共 有の財産とすべく、南アルプス世界自然遺産登録推進協議会を設置、以来、 南アルプスの優れた自然環境を保全し、将来へと継承していくための活動に取 り組んできた。

南アルプスが育む豊かな生物多様性は、人々の暮らしに多くの恵みをもたらし、人々もその恩恵を敬い、南アルプスとの共生による多様な文化を築き上げて今日まで継承されている。

今般、我々が目指す南アルプスユネスコエコパークは、こうした南アルプス の自然環境と多様な文化のつながりを共有財産と位置づけ、地域間交流の拡 大を図るとともに、優れた自然環境の持続的かつ永続的な保全管理と利活用 に共同で取り組むことによって、自然の恩恵を活かした魅力ある地域づくりを行う ものである。

我々、南アルプスに関係する市町村は、その趣意に基づき、次に掲げる南 アルプスユネスコエコパークの主要施策に、総意をもって取り組んでいくことを 確認し、基本合意を締結する。

- 一、南アルプスの自然環境保全
- 一、南アルプス山麓の地域間交流の拡大による地域活性化
- 一、南アルプスユネスコエコパーク憲章の策定
- 一、各地域の情報発信
- 一、南アルプスユネスコエコパーク地域の永続的な管理運営体制の確立

平成 25 年 8 月 17 日

韮崎市長

南アルプス市長

北杜市長

早川町長

飯田市長

伊那市長

富士見町長

大鹿村長

静岡市長

川根本町長

中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価準備書に関する意見書

南アルプス周辺の3県10市町村、山梨県北杜市、同県韮崎市、同県南アルプス市、同県早川町、静岡県静岡市、同県川根本町、長野県伊那市、同県大鹿村、同県飯田市、同県富士見町は、去る平成25年8月16日、文部科学省にユネスコエコパークの申請書を提出した。それを受けて、同年9月5日、ユネスコ国内委員会による審査がおこなわれ、同年9月30日、南アルプス地域は、ユネスコ(本部パリ)に南アルプスユネスコエコパーク(Minami Alps Biosphere Reserves)として推薦された。南アルプス地域は、古くからその山の恵みを生かした伝統的な生活を営んでおり、特徴的な文化が形成されてきた。また、その自然を守る市民の活動も活発であり、南アルプス地域の人々は南アルプスの自然を愛し守っている。

平成23年5月に国土交通省より東海旅客鉄道株式会社(JR東海)に中央新幹線の建設指示が出され、これを受けて平成25年9月20日、東海旅客鉄道株式会社(JR東海)は環境影響評価法に基づき、環境影響評価準備書、要約書を公表した。中央新幹線の建設により、南アルプス地域の環境に多方面で影響が出る可能性があることから、南アルプスユネスコエコパーク登録検討委員会ではこれについて検討をおこなった。東海旅客鉄道株式会社(JR東海)は環境影響評価法に基づき、環境影響評価準備書について環境の保全の見地から意見を求めており、これに従って南アルプスユネスコエコパーク登録検討委員会は、検討結果を示し意見を提出する。

平成 25 年 11 月 5 日

南アルプス世界自然遺産登録推進協議会 ユネスコエコパーク推進部会 部会長 中込博文

ユネスコエコパーク登録検討委員会 委員長 増澤武弘

#### ■全体

- 1. 工事後のモニタリング項目が少なすぎる、項目をもう一度検討すべきである。
- 2. 工事の工程が具体的に示されておらず、どのような影響が出るかが不明である。特に、長野県と山梨県の発生土置き場の位置や工事作業道路の場所や形態など環境影響評価が検討できるレベルの内容を示して欲しい。
- 3. 工事によって土砂を運搬する道路や発生土置き場、作業員宿舎を建設するのであれば、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的とするユネスコネコパークの理

念を鑑み、植物園やビジターセンターなど、教育や研修、安全登山の普及啓発の場として利用が出来るようにして欲しい。

#### ■水環境

- 1. 地下水の水位、質の変化の問題がおこる可能性が高い。今回示された事後のモニタリング対象地の数だけでは不十分であり、地点数を増やすべきである。
- 2. 断層沿いに水が集まるため、断層付近の掘削工事を実施する際には、地下水が地表に流出することは明白であり、場合によっては川に流入する可能性があるが、その量は推定しているのか。具体的なデータを示し、大雨時の洪水などに対応できることを提示すべきである。

#### ■土壌環境

- 1. 静岡県でのトンネル掘削から出される発生土置き場のうち、伝付峠北方の奈良田越えの緩傾斜地(標高 2000m)があるが、南アルプスの地形発達史において南アルプスの地形的特徴をなす隆起準平原を示す貴重な地形であり、この場所を埋め立てることは南アルプスの学術的な価値を損なう可能性が高い。また河床から 500m も上の稜線へ発生土を置くことは不安定な地質の稜線に崩壊の材料を積み上げることとなり、崩壊の危険性を高める。したがって、奈良田越えの緩傾斜地に発生土置き場を設けることには反対である。
- 2. 大井川上流の二軒小屋から畑薙ダム上流に計画された谷底の発生土置き場は、土石流の災害を増幅することになるため細心の注意を払うべきである。

#### ■動物・植物・生態系

- 1. トンネルおよび橋梁がほとんどのため、中央新幹線運行による動物・植物・生態系 への直接的な影響は少ないと思われる。ただし、工事用道路の取り付けなど工事に よる生態系への影響が懸念される。
- 2. 環境保全措置の実施に対する適否が「適」となっている項目があるが、その判断基準となる科学的根拠を示して欲しい。
- 3. トンネル掘削で生じる発生土の埋め立場所は、山梨県内と長野県内では記載されていないが、線路開発以上に環境や生態系への影響が懸念される。
- 4. 南アルプスユネスコエコパーク申請地の移行地域においても、絶滅危惧種などは厳格に保護されるべきである。環境影響評価制度では、より環境の保全に配慮した事業の実施のためには、環境影響の回避・低減に加え、なお残存する環境影響の代償措置を検討することが重要とされている。生物多様性オフセットは、生物多様性の保全に係る代償措置の一つとして、代償措置の定量的な評価手法や代償措置実施後の回復を担保した上では、その損失を最小限にするために有効な手法であるとされる。生物多様性オフセット自体の技術的な検討も含めて、より生物多様性保全を考

- 慮して施工するために、生物多様性オフセットを導入することを要望する。
- 5. トンネル掘削によって地下水の量や質に変化が生じた場合、地上部の植生などへの 影響が大きく地表の生態系を著しく変化させることが予想され、生態系への影響が 懸念される。特に地下水を繁殖で利用していると考えられているアカイシサンショ ウウオなどへの影響が懸念される。
- 6. 工事による騒音は人間だけでなく動物にも影響があるのではないか。検討して欲しい。
- 7. 「巨摩・赤石」の「里地・里山の生態系」の「上位種」はノスリになっているが、 オオタカも生息しており含めるべきではないか。
- 8. 「巨摩・赤石」の「山地の生態系」の「上位種」のクマタカで、「鉄道施設の存在」が「ハビタットの質的変化」をもたらさないとされるが、その科学的根拠は何か示して欲しい。
- 9. 猛禽類についてのモニタリング調査は県によって対象種や期間が異なっている。全体として整合性の取れる計画を示して欲しい。
- 10. 繁殖エリア面積に対して些少な面積であっても営巣木やその候補木などの重要なハビタットに対して、どのように保全措置が担保されるのか示して欲しい。
- 11. 大鹿村ではイヌワシが1つがい確認されている。改変範囲外とされているが改変区まで行動範囲は入っていない科学的根拠を示して欲しい。
- 12. ヤマトイワナは改変区域内で確認されているが、生息環境に影響なしと予測されているがその科学的根拠を示して欲しい。
- 13. タカネキマダラセセリ南アルプス亜種などが文献調査で確認された貴重な種としてリストアップされているが、現地調査ではいずれも確認されていない。しかし小渋川橋梁と工事用道路ができる上蔵地区は貴重な地表性昆虫群(オサムシ・ハネカクシ類)が生息する可能性がある。特に工事用道路設置の影響予測を改めておこなう必要がある。
- 14. 現地調査では、植物相と植生について行っているが、長野県ではこれに加え蘚苔類、 地衣類を、静岡県では蘚苔類とキノコ類をそれぞれ調査している。各県によって調 査対象が異る納得のいく理由を示して欲しい。
- 15. 植物:「赤石山脈の自然植生」の文献のみでの記載項目が多くあるが、現地確認されていないにも関わらず、在否を評価している。現地に実際に存在するかの確認はどのようにしているのか科学的根拠を示して欲しい。

### ■人と自然との触れ合い

1. 糸魚川-静岡構造線新倉露頭(国天然記念物)は工事用道路が至近にある。道路予定地は露頭の全貌を見る適地であり、解説板も設置されている。工事用トンネルと仮橋で、天然記念物からの視界に入らない位置で国道と結ぶべきである。これについては文化庁とも協議すべきである。

- 2. 林道東俣線における工事車両の通行に伴う、南アルプスの登山者等の送迎バス、観光バス等の運行への影響についての検討が無い。
- 3. 大河原から小渋川の V 字谷を通して見る赤石岳は、南アルプスの代表的な景観のひとつである。この V 字谷には変電所・上蔵の非常口(坑口)・工事用道路・日向休みの橋梁・釜沢の 2 カ所の非常口(坑口)が計画されているが、環境影響評価準備書には詳しい評価が記載されていない。発生土置き場や仮置き場の設置は景観上避けるべきである。
- 4. 大鹿村や富士川町に建設予定の変電所へ引かれる送電線は地中に設置すべきであり、 そのために、東海旅客鉄道株式会社(JR東海)は電力会社と協議し、その結果を 評価書に明記すべきである。
- 5. 日向休みの橋梁付近は小渋谷でも御荷鉾緑色岩体が露出する最も美しい景観の渓谷である。橋梁については、環境影響評価準備書では記述が無く不明であるが、フードで覆わざるを得ない橋梁は景観上好ましいものではない。せめて景観の阻害を最小限にするよう配慮して橋脚を用いず橋台も工夫すべきである。
- 6. 釜沢を経て湯折れに至る県道は、釜沢集落の住民の通行を最優先しなければならないことは当然である。長野県側から赤石岳に登る最短ルートの登山口への唯一の道路であり、工事により一般車の通行を阻害しないようにして欲しい。

#### ■環境への負荷

- 1. 早川流域は土砂をどこに捨てても問題がある。早川流域においては1時間降水量50ミリ以上のいわゆるゲリラ豪雨が多く発生する地域であり、しかも南アルプスの中でも降水量が多い場所である。特に平成10年代以降、年間降水量が少なく推移しているにも拘わらず、ゲリラ豪雨が多くなっており、注意が必要である。流域に土砂捨て場を設置することで、災害が更に増加し人命に関わる影響が出る恐れもある。人災とならぬためにも早川町以外の場所に土砂を捨てるよう希望する。仮に早川町内に土砂を捨てるのであれば、土砂捨て場の場所やその影響について具体的なデータを示すべきである。
- 2. 静岡側の発生土置き場が限られ、土砂が置かれた場所は植生が確実に破壊される。 復元する際にはどのように復活させるか専門家の意見を聞くとともに、専門家によ る復元を行ってほしい。

#### ■その他

- 1. 予測と異なる結果が生じた場合には、対象自治体に報告するとともに環境保全措置を再検証して頂きたい。
- 2. ユネスコエコパークにおいては、今後の工事期間中を含め、自然環境保全の取組みを実施することになるが、事業者として協議への参加、情報の開示、質問への回答等の協力を要望する。

- 3. 環境影響評価準備書には、具体的な工事行程が記述されていないが、10 数年に及ぶ工事期間中の「環境保全措置」の具体的な方法と維持管理方法を示して頂きたい。
- 4. 環境影響準備書は通常気象時を想定しているが、異常気象時の対応も示して欲しい。

# 中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価準備書【静岡県】

意見書

平成 26 年1月

静岡市

#### はじめに

静岡市は、3,000m級の山々が連なる南アルプスから水深 2,500mの駿河湾へとつながる世界でも極めて珍しい標高差 5,500mという自然環境を有しており、私どもは、その山、川、海の自然や生きものたちから得られる多くの恵みによって、豊かな経済活動を営んでおります。

特に、南アルプスの麓に暮らす人々は、その自然から生活の糧を得るとともに、南アルプスを信仰の対象としながら独自の生活文化を育んできました。そこには、自然と人との共生関係が息づいています。

静岡市では、これらを踏まえ、その顕著で普遍的な価値を持つ南アルプスの保全に努め、 将来に継承していくとともに、その価値を高めて人類共有の財産とすべく、平成19年に 山梨、長野、静岡の3県関係9市町村と共に南アルプス世界自然遺産登録推進協議会を設 立し、世界自然遺産登録に向けた取組みを進めてきました。

また、平成23年からは、世界自然遺産の実現に向けての一里塚として、自然と人間社会との共生を目的とするユネスコエコパークの登録に取り組んでまいりました。そして、昨年9月には、国内推薦の決定を受け、国からユネスコ本部に申請され、いま、登録の正式決定を待っているところです。

このような地域において、中央新幹線(東京都・名古屋市間)建設事業(以下「本事業」という。)が推進されることとなり、南アルプスの豊かで多様な自然環境に多大な影響を与えるものとなることが懸念されております。

静岡県域における事業実施計画では、全てがトンネル構造であることから、構造物の存在による地下水の水位等の変化が下流域の生活や経済活動に影響し、工事排水により河川の水質汚濁や水底・河岸環境に影響が生じるほか、トンネル工事に伴う掘削土の処理及び地表部の構造物の存在が周辺の生態系や景観に与える影響は大きいものと考えられます。特に、今回の環境影響評価においては、十数年の長期に亘る工事期間中の事業活動による周辺環境や住民生活に及ぼす影響に対して、その保全と対策に万全を期すことが重要となります。

私どもが目指す世界自然遺産で求められるクライテリアは非常に高く、本事業と世界自然遺産登録との両立は難しいと言われています。また、ユネスコエコパークについても同様に、本事業が登録の阻害要因となる可能性が極めて高いと考えます。

よって、事業者には、本事業の推進において、南アルプス地域の自然環境を保全し、ひいては、私どもの進めるユネスコエコパーク登録の取組みとも整合を図ることを求めるものです。

以上、環境影響評価法第20条第2項の規定に基づく市長意見を提出いたします。

#### I 総括事項

静岡県域においては、供用開始後はもちろんのこと、工事期間中の事業活動が周辺環境に及ぼす影響を的確に評価することが重要である。また、本事業が安心・安全であるという認識が得られるよう、以下の事項に配慮されたい。

- 1 今後の工事計画、工事方法、工事手順等が一般に理解されるよう、評価書の内容を具体的かつ分かりやすい内容とした上で、これを適切に公表し丁寧に説明すること。
- 2 評価書作成の前段階から関係自治体及び専門家等との意見交換に努め、必要な場合に は計画の見直しを検討し、評価書及び工事実施計画書を作成すること。
- 3 想定される構造物については、イメージ図等を用いて分かりやすく評価書に記載する こと。特に、地表部の構造物については、位置・規模も含め詳細に記載すること。
- 4 本事業計画及び南アルプスの地域特性を踏まえ、次の個別事項で述べるとおり、工事 着工後の事後調査と情報公開を適切に実施するとともに、環境保全措置の実効性を確保 するための環境監視体制を整備し、関係者との協議調整を図ること。
- 5 工事車両の通行が想定される県道及び市道については、早期に道路管理者と協議する こと。また、通行に当たっては、沿道の生活環境に影響を及ぼさないよう、必要な調査 やモニタリング等を行い、適切な環境保全措置を講じ、その結果を報告すること。
- 6 本事業の実施に当たっては、事業者のみならず、すべての工事従事者が南アルプスの 自然を十分に理解・認識することが必要である。そのため、事業者は工事従事者への教 育及び指導、並びに作業管理を徹底し、その内容を随時報告すること。

#### Ⅱ 個別事項

南アルプスの地域特性と、極めて貴重な自然環境を保有していることを踏まえ、以下の8項目について、適切な調査、予測及び評価、並びに環境保全措置が図られるよう配慮されたい。

#### 1 大気質

- (1) 大気安定度等を求めるために不可欠な現地の気象観測点は1地点のみであり、この 地点のデータのみですべての拡散計算を行うことには問題がある。このため、予測結 果を検証するためのモニタリングを実施し、求めに応じてその結果を報告すること。
- (2)対象事業実施区域の地理的状況や気象状況を踏まえ、フュミゲーションに相当する 状況をもたらす気象状況などでの拡散計算による環境影響評価を行い、極端条件下で の環境影響がどのような状況になるのかを把握し、必要に応じて環境保全措置を検討 すること。
- (3) 予測に用いた大気の拡散計算については、山岳地形であることを踏まえて他の予測 手法についても検討し、その結果を比較した上で手法の妥当性について検証すること。

また、予測に用いた手法の詳細とその根拠について評価書に記載すること。

- (4) 濃度予測計算で重要な拡散パラメータ値や境界条件データなど、予測計算に用いた数値について評価書に記載すること。
- (5)建設機械の稼働による影響について、通常の平面とは異なる山岳地形であることを 踏まえて定量的な予測を行い、発生源を中心とする濃度分布図等を用いて影響がない ことを分かりやすく評価書に記載すること。
- (6) 発生土置き場における運搬車両からの積載土砂の積み下ろし時の粉じんについて、 周辺環境及び登山客等に影響を及ぼさないよう、飛散防止対策等の環境保全措置を講 ずること。また、その旨を評価書に記載すること。

## 2 騒音、振動

- (1) 工事中は継続したモニタリングを実施し、測定結果の公表及び説明など、周辺住民等に適切に対応すること。
- (2)発生源と予測地点との関係や、騒音レベルに影響を及ぼしている要因を含めた予測地域全体の詳細な状況と測定地点の選定理由について、評価書に記載すること。
- (3) 暗騒音に河川が大きく影響しているのであれば、河川の影響のない同類地点での現況騒音の状況を把握し、参考値として評価書に記載すること。
- (4)建設機械の稼働による影響について、発生源からの距離減衰による騒音レベルを定量的に予測し、影響がないことを分かりやすく評価書に記載すること。
- (5) 振動についても、必要に応じて騒音と同様の対応を検討すること。
- (6) 非常口から発生する微気圧波の影響について、周辺環境に影響を及ぼさないよう適切な対策を講ずること。また、影響がないのであれば、その旨を評価書に記載すること。

#### 3 水環境

- (1)河川上流部での毎秒2トン程度の水量減少は大きな変動値であり、自然環境や下流域の生活・経済活動をはじめ様々な影響が懸念される。そのため、本事業の実施に当たっては、現状の水質、水量を確保するための環境保全措置を講じ、その具体策を評価書に記載すること。また、以下の事項についても適切に対応すること。
- ① 流量が減少した場合の代替水源の確保などの環境保全措置の実施に当たっては、代替水源の位置や方法を具体的に示すとともに、水利権の所在等についても明らかにすること。
- ② 事後調査の結果については、定期的に関係自治体等へ報告するとともに、代替水源の確保を含む総合的な対策の検討及び実施に当たっては、関係者と継続した協議を実施すること。また、必要な場合は専門家の指導及び助言を受けて適切な環境保全措置を実施すること。

- (2)トンネルの工事及び鉄道施設の存在による水資源への影響について、準備書に記載されている内容だけでは減少した水がどのように散逸しているかが不明であるため、 具体的な数値を記載し、解析過程と水収支を分かりやすく評価書に記載すること。
- (3)700人程度の工事従事者が、十数年の長期に亘り生活をすることによる汚水や生活 排水は莫大な量であり、極めて清澄な大井川の源流に影響を与えることは明らかであ る。特に、渇水期や冬期の結氷渇水期においては、宿舎等からの生活排水の影響は大 きくなる可能性があるため、可能な限り高度処理設備を導入し、河川環境への影響が ないよう環境保全措置を講ずること。また、その旨を評価書に記載すること。
- (4) 工事施工ヤードからの排水については、法令等に基づく排水基準のみに対応するのではなく、放流する河川の水素イオン濃度や流量に合わせた処理を行うこと。また、求めに応じその結果を報告すること。
- (5) 長大トンネルの掘削により、地下湧水への有害物質の含有や水素イオン濃度の変化 も懸念されるため、有害物質を含む工事期間中のモニタリングを実施し、適切な処理 を行うこと。また、求めに応じその結果を報告すること。
- (6) 工事の実施に伴うアルカリ廃液等の漏れなど、工事施工ヤードにおける管理を徹底すること。

#### 4 土壌環境・その他

- (1) 1箇所の現地調査結果で、「汚染された発生土の搬出による汚染はない」(準備書8-3-2-6) としているが、発生土に含まれる重金属等の定期的な調査等を実施し、調査結果は求めに応じて報告すること。また、有害物質が検出された場合は適切に対応すること。
- (2)大井川上流の椹島周辺及び伝付峠周辺には、特徴的な地形地質を観察できるジオサイト候補地がいくつか存在するため、林道の補修工事がそれらの候補地に影響を及ぼさないよう配慮すること。

#### 5 動物、植物、生態系

- (1)大井川源流部に生息・生育する希少な動植物に対しては、静岡県版レッドデータブックの保護方針に沿って適切に対応すること。また、生物多様性の保全を考慮して施工するために、生物多様性オフセットを導入し、その状況は事後調査において確認すること。なお、この場合、周辺の生物群集への影響について調査し、影響がないことを確認するとともに、教育目的での利用が図られるよう配慮すること。
- (2) 本事業では、工事施工ヤード、宿舎、発生土置き場など複数の発生源から1つの流域に排水することや、トンネル掘削等による水量の減少による河川環境への影響が懸念される。そのため、以下の事項について適切に対応すること。
- ① 水質、水量の変化により、静岡県では極めて希少性の高いニホンアミカモドキ、オ

オナガレトビケラ、Protoplasa 属をはじめとする貴重な水生生物に影響を及ぼさないよう、不測の事態も想定した上で、本事業における排水対策に万全を期すこと。

- ② 水質・水量の変化については不確実性が高いことから、水生生物についても事後調査を実施し、調査結果に応じて適切な環境保全措置を講ずること。また、その旨を評価書に記載すること。
- ③ 河川は線的な環境であることを踏まえ、濁水等の影響の及ぶ範囲について改めて予測するとともに、必要な影響の予測及び評価を見直し、評価書に記載すること。
- (3) 短期間での調査には限界があるため、長年の調査結果である文献の重要性を再認識し、その上で文献確認種についても生息を前提に環境保全措置を講ずること。特に、 魚類のヤマトイワナや蝶類のオオイチモンジなど生息情報のある種については、その 情報の把握に努め、必要な調査の実施及び環境保全措置を講ずること。
- (4) 文献調査のみで確認された重要種に対する予測結果では、「一般的な環境保全措置を実施すること、周辺に同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される」(準備書 8-4-1-80~82) としているが、一見同質の環境に見えても、種ごとに微妙に異なる環境に生息し多様性を保持しているため、動物の各種の生息環境の把握については、植生図のみならずその種に対応した植生等の調査を実施するなど生息環境の把握に努め、適切な環境保全措置を講ずること。
- (5) イヌワシ、クマタカについて、静岡県域で営巣場所は確認されていないものの、重要な生息エリアであることから、可能な限り正確に行動圏を把握するために、事後調査に当たっては、専門家の指導及び助言を受けて適切な調査地点を選定し、隣接県を含めた広域的な調査を実施すること。
- (6)騒音等により、貴重な猛禽類に影響を与えることがないよう、専門家の指導及び助 言を受けてさらなる環境保全措置を講ずること。
- (7)動物の調査結果については、調査場所、調査日、調査方法ごとに確認された生物種 と個体数を評価書に記載するとともに、重要種の個体数を明らかにすること。
- (8) 今回の調査では、調査区域内に生育する全ての貴重な植物を確認できているわけではなく、工事中に新たに確認される可能性があることから、あらかじめ移植について想定しておくこと。なお、重要な種の移植、播種に当たっては、植物園に類する施設を設けるなど、当該植物の生育を管理できる場所において実施すること。また、その旨を評価書に記載すること。
- (9) 林道東俣線の整備に当たっては、周辺の動植物の生息・生育環境への影響がないよう、十分に環境に配慮した工法を採用するとともに、専門家の指導及び助言を受けて 設計等を行うこと。
- (10) 林道東俣線において、安全上必要な補修等を行う際は、新たな生息環境の創出など の代償措置を実施すること。この場合、新たに創出した環境の状況を事後調査におい て確認すること。

#### 6 廃棄物等

- (1) 静岡県域においては、発生土処理による影響が大きいことから、具体的な処理方法や再利用・再資源化などの計画とその実効性を可能な限り明らかにすること。また、その内容について、評価書作成の前段階から十分説明し、関係者の合意を得るよう努めること。
- (2) 発生土置き場周辺の生物相や生態系、景観などの周辺環境に及ぼす影響について、 具体的な位置・規模等を明らかにし、環境影響評価を実施すること。なお、評価書作 成までに明らかとならない場合は、事後調査において実施し、その結果を適切に公表 すること。
- (3) 南アルプスの稜線部には、第四紀以前に形成されたと考えられる小起伏面が残存しており、扇沢源頭部もそのひとつである。この小起伏面は、山梨県側からも静岡県側からも地すべり・崩壊による浸食が進み、面積が縮小しつつある不安定な領域である。そこに、重量物である発生土を積み上げることは重力不安定を促進し、発生土を含めた山体崩壊を促進するおそれがあり、下流部に重大な影響を与えかねない。また、発生土の運搬のために工事用道路(トンネル)を設置することは、発生土の増加や新たな環境変化を生むこととなるため、同地での発生土の処理は回避すること。
- (4) 燕沢平坦地については、千枚岳崩れの崩壊砂礫が大井川に流れ込み、その一部が周辺の広い河床面に広がり形成されたものと考えられる。また、同地はこれまで土石流の受け皿として、土石流を拡散・減速させ、下流側の狭窄部への土砂の流出を抑える役割を果たしてきたと考えられる。本事業において、同地に大量の発生土を置き、その保護のために擁壁を築くとすれば、自然環境と景観に影響を及ぼすため、新たな環境影響評価が必要である。さらには、土石流が発生した場合、直線的な人工的通路を通って一気に狭窄部に流入することにより、以前にも増して下流側への影響の拡大が懸念される。そのため、周辺の地形や同地の形成要因を適切に把握し、場所の選定及び構造に配慮すること。
- (5)発生土置き場については、今回実施した調査結果に加え、必要に応じて地元関係者 や専門家等への意見聴取により周辺環境の状況を十分に把握し、環境影響が明らかな 場合は候補地を見直すこと。
- (6) 堆積された発生土が、地震動、水流、土石流、風の自然力等によって発生土置き場から飛散や流出がないように、場所の選定と構造等に万全の措置を講ずること。
- (7) 斜坑等の掘削及びそれに伴う発生土処理による自然環境への影響を低減するため、 施工上の安全を確保した上で、斜坑等の計画について再検討すること。
- (8) 工事現場や宿舎等から排出される一般廃棄物の処理に当たっては、法令等及び静岡 市一般廃棄物処理基本計画に基づき適正に処理するとともに、廃棄物となるものをで きる限り持ち込まないなど、発生抑制に努めること。

#### 7 温室効果ガス

- (1)本事業の実施に伴う温室効果ガス排出量を把握するとともに、温室効果ガス排出量の削減に十分配慮すること。
- (2) 供用開始後はもちろんのこと、工事期間中の事業活動により排出される温室効果ガスについても、カーボン・オフセットによる削減対策を検討すること。

#### 8 人と自然との触れ合い

- (1) 南アルプスの豊かな自然が育む多様な生物相の観察や、静謐で優れた景観を有する環境に魅せられてこの地を訪れる人々にとって、各所に露出する構造物のみならず、工事期間中の事業活動により人が自然と触れ合う活動が阻害される可能性は大きい。このため、主要な眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場に限らず、事業活動が行われるすべての場所において、人が自然と触れ合う活動に影響がないよう配慮すること。
- (2)発生土置き場の存在が、南アルプスの観光資源としての価値を損なうことのないように、詳細な設計に当たっては、フォトモンタージュ等を作成し景観への影響について関係者と協議すること。また、周囲の環境と調和した構造・形態を保持し、林道及び登山道の利用者の障害とならないよう、保守管理及びモニタリングを経年的に実施すること。
- (3) 工事期間中は多くの工事車両が林道東俣線を通行することとなるため、必要な路面整備及び適切な運行計画、並びに工事関係者への指導の徹底など、安全確保のための十分な対策を講ずること。

#### Ⅲ 付帯事項(南アルプスユネスコエコパークに関して)

事業者は、「平成25年9月に公表された南アルプスユネスコエコパークの計画では、当社が計画している非常口や発生土置き場などはすべて居住や経済活動が可能な「移行地域」に含まれております。」(準備書に対する意見の概要及び当該意見についての事業者の見解P31)として、ユネスコエコパークの登録理念との整合性は図られているとの認識を示している。

しかし、トンネル工事に伴い地表部に露出する構造物の存在は、多様な生態系を損ない、そこを生育・生息エリアとする動植物の観察や教育を妨げることとなる。また、堆積残土や河川の汚濁が山岳・渓流景観を喪失させ、狭い山道を行き交う工事車両の往来がエコツーリズムや観光客の来訪を困難にするなど、その深刻な影響は移行地域のみならずエコパーク全体の機能喪失につながり、本来の目的の達成を妨げることになる。

いま、求められるのは、本年6月に予定されているユネスコエコパークの登録承認を

妨げる環境影響を可能な限り回避すべく、万全の対応を図ることである。

そのため、事業者は南アルプスの自然を十分に理解・認識し、計画の具体化に当たっては、評価書作成の前段階から関係行政機関等と協議を行うこと。また、エリア全体の保全管理策や実行体制など、必要とする一連の情報やデータの提出に責任をもち、必要な場合は計画の見直しも含めてユネスコエコパークの登録実現を積極的に支援することが必要である。

我々には、南アルプスを源とした豊かな自然環境とその恵みを、後世への財産として引き継ぐ責務があり、静岡市では、その豊かな自然を保全し、価値を磨き上げることによる地域活性化・地域振興を推進しているところである。特に、南アルプス地域においては、人と自然が共生し持続可能な発展の実現に向けた取組みを推進しており、これらの取組みが他地域へも拡大し、中山間地域全体の活発な経済活動に資することを目指しているところである。

よって、本事業においても、これらの取組みに寄与されることを期待するところである。

#### おわりに

以上、「I総括事項」、「Ⅲ個別事項」、「Ⅲ付帯事項」の3章立ての下、中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価準備書【静岡県】に関し、南アルプスの自然環境の保全等に関する意見を表明いたします。

本意見の形成に当たっては、静岡市環境影響評価専門家会議に参画された委員の知見を 結集するとともに、南アルプスを源流とする大井川流域7市2町の住民を代表する首長か らいただいた提言にも配慮いたしました。

私ども日本人は、古来より自然に対して畏敬の念を持ち、一方でその豊かな恵みを受けて共に歩んでまいりました。これは、日本人における普遍的な姿であり、我々の世代だけでなく、将来の世代にもこの豊かで多様な自然を受け継いでいく責務があります。

事業者は、本事業の推進に当たっては、専門家の指導及び助言を受け、必要な場合は環境保全措置等を見直すとともに、最新かつ実効的な保全技術の導入等により可能な限り環境への影響を回避・低減するよう、最善の措置を講ずる責任を果たしていただきたいと考えております。

県知事におかれましては、このような私どもの思いをご賢察いただき、本事業において 適切な環境影響評価に基づく保全措置が講じられ、万全の対応が果たされるよう知事意見 として取りまとめていただきたく、お願い申し上げます。

# 「中央新幹線(東京都·名古屋市間)環境影響評価書【静岡県】 平成 26 年8月」に基づく事後調査計画書

意見書

平成 26 年 11 月

静岡市

#### はじめに

中央新幹線品川・名古屋間(以下「本事業」という。)は、「その事業規模の大きさから、本事業の工事及び供用時に生じる環境影響を最大限、回避、低減するとしても、なお、相当な環境負荷が生じることは否めない。」(中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価書に対する環境大臣意見:平成26年6月5日)とあるとおり、多岐にわたる分野での影響が懸念されております。

特に、静岡県域は全てがトンネルであり、掘削に伴う大量の発生土や地下水脈の分断等による水資源への影響など、豊かで多様な自然を有する南アルプスの環境に多大な影響を及ぼすことが危惧されます。

また、トンネル掘削による河川流量の減少や地下水位の低下は、大井川源流部のみならず、下流域の人々の生活や産業への影響に対する不安も拭い切れません。

本事業は、平成23年9月から環境影響評価法に基づく手続が行われ、平成26年10月には、全国新幹線鉄道整備法に基づき、工事実施計画が認可されました。

しかしながら、当該環境影響評価においては、計画や環境保全措置等が具体的に示されておらず、水資源や発生土の処理をはじめ、多岐にわたる環境影響に対する関係者及び地域住民の懸念は十分に払拭されておりません。

南アルプスにつきましては、平成19年から、山梨、長野、静岡の3県10市町村が一体となり、その価値を高めて人類共有の財産とすべく、世界自然遺産登録に向けた取組を推進してまいりました。本年6月には、その一里塚として取り組んできたユネスコエコパークに登録されました。

この事実は、南アルプスの自然とその恵みを受けて育まれた地域の歴史や文化が国際的に認められたことであり、かつ、この貴重な財産を将来の世代に受け継いでいく責務が明らかとなったものであります。南アルプスは世界的な財産であるとともに、静岡市民にとってもかけがえのない財産であることは言うまでもありません。

この責任と、市民の安心・安全、財産を守る我々の立場においては、多くの懸念が残されたままで、拙速に工事を進めるべきではないと考えております。

事業者である東海旅客鉄道株式会社(以下「事業者」という。)におかれましては、 具体化した計画について改めて環境影響を確認し、実効的な環境保全措置を検討すると ともに、関係者及び地域住民に対し、当然に具体的かつ丁寧な説明を行うばかりではな く、静岡市民全体の十分な理解を得る取組をお願いするものであります。

このような前提のもとで、今後の事後調査及びモニタリングの実施に当たっては、以下の事項を踏まえ、適切な調査及び結果の公表等が行われるよう求めるものです。

以上、静岡県環境影響評価条例第 44 条第 2 項の規定に基づく市長意見を提出いたします。

#### I 全般事項

環境影響評価書で示されている本事業で設置する各施設については、路線以外は概ねの位置が円又はだ円で示されているのみで、その規模や構造等の具体的な計画が示されていない。当該地域においては、豊かな自然環境によって多様な生態系を構成していることから、施設の位置や規模、配置や構造により、これまでの環境影響評価において予測した結果と異なる影響が生じる可能性があることを踏まえ、以下の事項に配慮されたい。

- 1 現時点で具体的な計画が明らかになっていない事項については、具体的な計画が決まった段階でこれまで実施した環境影響評価の内容と照査し、必要な項目を選定した上で適切な調査を実施すること。
- 2 「事業開始後に本事業に係る環境影響について、新たに対応すべき点が生じた場合には、必要に応じて項目や地点数を追加する等の検討を行っていく。」(参1)としているが、その際、関係者等との事前協議及び専門家の助言を受けて、調査方法等を検討し選定すること。
- 3 モニタリングについても、事後調査と差別化することなく、同様の調査、報告、公表、環境保全措置等の対応を図ること。
- 4 当該地域は、一般の人が容易にアクセスできる場所ではないため、調査等の結果は 定期的、かつ、分かりやすく公表すること。
- 5 計画されている施設等ごとに周囲の環境の状況を調査し、それぞれに影響を評価することはもちろんのこと、対象事業実施区域全体の環境の状況を調査し、事業全体として総合的に影響を評価すること。その際、図面及び完成予想図等を作成し、分かりやすく説明すること。
- 6 林道東俣線については、工事用車両の通行に必要な補修等を行う計画であるが、本 事業や林道東俣線の補修等及び工事用車両の通行による林道周辺の自然環境への影響が懸念されるため、関係者等との事前協議及び専門家の助言を受けて調査内容を決 定した上で調査を実施するとともに、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。
- 7 資機材及び機械の運搬に用いる車両が通行する県道、市道のルートなど、現時点で 明らかとなっていない計画について、道路管理者等と早期に協議を行うとともに、事 前及び事後に適切な調査を実施すること。

#### Ⅱ 個別事項

南アルプスの持つ地域特性と、極めて貴重な自然環境を保有していることを踏まえ、 以下の6項目について、適切な調査を実施するよう配慮されたい。

#### 1 大気質

(1)調査時期及び頻度については、工事最盛期に1回実施(四季調査)としているが、 当該調査では予測値との比較をするのみで、環境基準を超過する等の環境負荷が増加した場合の原因を究明し、適切な対策を検討することは困難である。

そのため、環境負荷が最大となる工事最盛期に適切な対策が講じられるよう、定期的な調査を実施し、リスクマネジメントを徹底すること。

- (2)必要に応じて予測及び検証等が行えるよう、工事施工ヤード周辺の気象状況を把握するための気象観測を検討すること。
- (3) 資機材及び機械の運搬に用いる車両のルートとして想定される県道、市道、林道 についても、沿線の生活環境及び自然環境に影響を及ぼさないよう、道路管理者等 と協議し、必要な調査を実施すること。

#### 2 騒音、振動

(1)調査時期及び頻度については、工事最盛期に1回実施としているが、当該調査では予測値との比較をするのみで、予測結果との整合性を検討する値として設定した環境基準を超過する等の環境負荷が増加した場合の原因を究明し、適切な対策を検討することは困難である。

そのため、環境負荷が最大となる工事最盛期に適切な対策が講じられるよう、定期的な調査を実施し、リスクマネジメントを徹底すること。

- (2) 資機材及び機械の運搬に用いる車両のルートとして想定される県道、市道、林道についても、沿線の生活環境及び自然環境に影響を及ぼさないよう、道路管理者等と協議し、必要な調査を実施すること。
- (3) 工事期間中に、現在計画している調査地点以外で環境影響を及ぼすおそれのある地点が想定される場合は、調査地点を追加すること。
- (4)調査地点の結果だけでなく、距離減衰の状況も含め、周辺地域全体への騒音、振動に関する環境の状況を明らかにする等、調査が活かされる「モニタリング調査結果の見える化」の取組を検討すること。

#### 3 水環境

- (1) 河川流量の減少には不確実性があることから、水環境に関する調査については、 地下水の水位や河川の流量だけでなく水質についても調査し、水環境の変化を総合 的に把握すること。なお、調査地点は少なくとも水質に影響を及ぼすおそれのある 施設等の上流部及び下流部においては、モニタリングと同様に実施すること。
- (2) 工事施工ヤード(宿舎を含む)からの排水処理については万全を期すとともに、 排水放流時の水質の常時監視を行い、日最大値、日平均値を把握すること。
- (3) モニタリング地点については、「トンネルの工事に伴い影響が生じる可能性があ

ると想定した沢を対象にその流域の下流地点とする」(参 10)としているが、影響が生じる範囲には不確実性があることから、現在計画している地点よりも上流部について、調査地点を追加すること。

- (4) 大井川源流部において河川流量の減少が生じた場合は、下流部への影響について 調査すること。また、その影響について原因究明を行い、関係者等に説明するとと もに、適切な環境保全措置を講ずること。
- (5) 河川流量の変化や発生土置き場の設置に伴う水質及び河床・渓床の変化について も定期的な調査を実施すること。

# 4 動物、植物、生態系

- (1)調査時期及び頻度については、「確認調査の結果を踏まえて決定する」(参9)としているが、確認されなかった種についても生息の可能性があるため、これらの種についても継続的な調査を行うとともに、その結果を踏まえて適切な環境保全措置を講ずること。
- (2) 河川流量の減少と水生生物への影響は、密接な関わりを持つことは言うまでもない。河川流量の変化に伴う水生生物への影響調査も実施すること。また、図 参 1-5 で示す調査地点についても、前述の事項を踏まえて地点の見直しを行うこと。
- (3) 西俣工事施工ヤード付近には、アカイシサンショウウオが生息している可能性が高く、河川流量及び伏流水の変化による影響が懸念されるため、調査を実施するとともに、その結果を踏まえて適切な環境保全措置を講ずること。
- (4)調査手法は任意採取としているが、クモマツマキチョウとミヤマシロチョウについては、成虫のみならず、卵、幼虫についても行うこと。また、この種の食草、食樹(ミヤマハタザオ、ヒロハヘビノボラズ、ドロノキ)の生育状況調査も実施すること。

#### 5 発生土置き場

(1) 本事業において、発生土の処理による影響は極めて大きなものであり、当該地域の生態系、景観、水資源への影響のほか、土砂流出等による周辺環境への影響が懸念される。

そのため、早期段階で発生土置き場ごとの具体的な計画を明らかにするとともに、同計画に基づく環境影響を改めて調査し、関係者等に説明すること。

- (2) 発生土置き場については、水質、水資源、景観について調査を行うこととしているが、発生土置き場の崩壊に伴う土砂災害等による影響を回避するため、置き場自体の安定性、安全性についても調査を実施すること。なお、これらについては、置き場ごとに作成する管理計画に明記すること。
- (3) 発生土置き場については、「工事完了後には、できる限り早期に土砂流出防止に

有効な法面への播種や緑化を実施する。」(第1章 1-22)としている。国土交通大臣意見に対する事業者の対応(中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価書【静岡県】 平成26年8月 第13章)では、「発生土置き場や工事施工ヤードの緑化にあたっては、(中略)多様な生物の生息、生育環境を確保するように、在来種、郷土種による植栽等を含め、緑化に使用する種や緑化方法、管理方法等について専門家等の助言を踏まえて検討し、適切な環境保全措置を講じます。」とされており、地域性種苗利用工をはじめとした工法が想定されるが、目標とする植物群落が形成されるまでには、植生モニタリング調査をはじめとした長期間に亘る植生管理が必要となる。

そのため、緑化に当たっては、「地域生態系の保全に配慮したのり面緑化工の手引き(平成25年1月 国土交通省国土技術政策研究所)」に基づき、適切な計画・調査・設計・準備工・施工・成績判定・植生管理を実施すること。なお、工事施工ヤードの緑化に当たっても同様とすること。

(4) 発生土置き場等の緑化に当たっては、生物の多様性を回復するような樹木・灌木の植栽を検討すること。

#### 6 景観

- (1)本事業における事業活動が行われる場所は、南アルプスユネスコエコパークとしてすべてが人と自然のふれあいの場であることを十分に認識し、主要な眺望景観のみならずより多くの地点での調査を実施すること。
- (2)河川景観も当該地域の貴重な景観資源であることから、河川流量の変化がもたらす景観への影響についても調査を実施すること。
- (3) 静岡県知事の環境の保全の見地からの意見及びそれについての事業者見解(中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価書【静岡県】 平成26年8月 第6章)において、「工事施工ヤードについては、(中略)写真等により継続的に記録し、モニタリング結果などとともに公表します。」としていることから、計画書に適切に記載すること。

#### Ⅲ 付帯事項

本事業と南アルプスユネスコエコパーク計画との整合を図るためには、すべての工事 関係者が南アルプスの自然環境及び当該地域での事業活動並びに環境保全措置等の意 味を十分に理解・認識することが須要である。

このため、事業者は、すべての作業員に対する定期的な教育を実施するとともに、求めに応じてその結果を報告すること。なお、教育に当たっては、必要に応じて関係行政機関と連携して行うこと。

#### おわりに

以上、「I 全般事項」、「Ⅱ 個別事項」、「Ⅲ 付帯事項」の3章立ての下、中央新幹線 (東京都・名古屋市間)環境影響評価書【静岡県】平成26年8月に基づく事後調査計画 書に対し、南アルプスの自然環境の保全等に関する意見を表明いたします。

事後調査に関しては、平成22年2月の中央環境審議会の今後の環境影響評価制度の在り方について(答申)において、「環境保全措置を含む事後調査は、特に生物多様性の観点から、環境影響評価の充実に資するものである。これに加えて、住民等からの信頼性確保、透明性の確保及び客観性の確保、予測・評価技術の向上の観点からも、その結果の報告及び公表は有効であり、事後調査には積極的な意義が認められる。」とされております。

平成23年4月の環境影響評価法の改正で、事後調査手続が創設された意義を十分に 理解し、本事業においても積極的な事後調査が実施されることが望まれます。

また、我が国の環境影響評価制度は、事業者自らがアセスメントを行うことから、中立性・公平性の確保が難しいという指摘もありますが、それを補うために関係行政機関、専門家、地域住民の関与の機会が設けられているものであると思慮します。

そのため、事業者は、寄せられた意見を真摯に受け止め、誠実に対応することが肝要であると考えております。

現在本市では、将来目指すべきまちの姿や、それを実現するための理念・方向を定めた第3次静岡市総合計画を策定しているところであり、同計画では、あらゆる人々が多様性を尊重し共に暮らすまちづくりを推進し、「共生都市」の実現を図ることを重点プロジェクトの1つに掲げております。

中でも南アルプスは、ユネスコエコパークの理念でもあるとおり「自然と人間社会の 共生」を具現化する地域であり、人々の高い環境意識に支えられ、持続可能な発展を目 指す地域であります。

これらを踏まえた上で、事業者は、本事業の推進に当たり、専門家の指導及び助言を受け、必要な場合は環境保全措置等を見直すとともに、最新かつ実効的な保全技術の導入等により可能な限り環境への影響を回避・低減するよう、最善の措置を講ずる責任を果たしていただきたいと考えております。

県知事におかれましては、このような私どもの思いをご賢察いただき、本事業において適切な環境影響評価に基づく保全措置が講じられ、万全の対応が果たされるよう知事 意見として取りまとめていただきたく、お願い申し上げます。